

令和5年第2回6月会議

# 津幡町議会会議録

令和5年6月5日再開

令和5年6月13日散会

津幡町議会

# 令和5年第2回津幡町議会6月会議会議録 目 次

## 第1号（6月5日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午後1時30分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案等上程（議案第38号～議案第49号、承認第10号）	4
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 散 会（午後2時01分）	9

## 第2号（6月6日）

1. 出席議員、欠席議員	11
1. 説明のため出席した者	11
1. 職務のため出席した事務局職員	11
1. 議事日程（第2号）	12
1. 本日の会議に付した事件	12
1. 開 議（午前10時00分）	13
1. 議事日程の報告	13
1. 会議時間の延長	13
1. 諸般の報告	13
1. 町政一般質問	13
2番 柴田洋一議員	13
14番 道下政博議員	19
11番 塩谷道子議員	25
4番 中島敏勝議員	31
1. 休 憩（午前11時54分）	36
1. 再 開（午後1時00分）	36
4番 中島敏勝議員	36
9番 西村 稔議員	40
6番 小町 実議員	45
3番 東 克彦議員	49

1. 休 憩 (午後 2 時23分) .....	52
1. 再 開 (午後 2 時35分) .....	53
1 番 池野翔吾議員 .....	53
7 番 竹内竜也議員 .....	57
5 番 小倉一郎議員 .....	64
1. 散 会 (午後 3 時50分) .....	68
第 3 号 (6 月13日)	
1. 出席議員、欠席議員 .....	69
1. 説明のため出席した者 .....	69
1. 職務のため出席した事務局職員 .....	69
1. 議事日程 (第 3 号) .....	70
1. 議事日程 (第 3 号の 2) .....	70
1. 本日の会議に付した事件 .....	70
1. 開 議 (午後 1 時30分) .....	71
1. 議事日程の報告 .....	71
1. 会議時間の延長 .....	71
1. 議案の一部訂正 (議案第46号) .....	71
1. 諸般の報告 .....	71
1. 議案等上程 (議案第38号～議案第49号、承認第10号、請願第 3 号) .....	71
1. 委員長報告 .....	71
1. 委員長報告に対する質疑 .....	73
1. 討 論 .....	73
1. 採 決 .....	77
1. 津幡町選挙管理委員選挙 .....	78
1. 津幡町選挙管理委員補充員選挙 .....	79
1. 同意・諮問上程 .....	79
1. 質疑・討論の省略 .....	80
1. 採 決 .....	80
1. 休 憩 (午後 2 時10分) .....	81
1. 再 開 (午後 2 時11分) .....	81
1. 議会議案上程 (議会議案第 6 号) .....	81
1. 提案理由・質疑・討論の省略 .....	81
1. 採 決 .....	82
1. 閉議・散会 (午後 2 時13分) .....	82
1. 署名議員 .....	83

# 令和5年6月5日（月）

## ○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	本 多 克 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	山 崎 明 人
河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課主査	村 田 哲 人
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

## ○議事日程（第1号）

令和5年6月5日（月）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第38号～議案第49号、承認第10号）

（質疑・委員会付託）

議案第38号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第2号）

議案第39号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第40号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第41号 津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第42号 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第43号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

議案第44号 町道路線の認定について

議案第45号 財産の取得について

議案第46号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（建築））

議案第47号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（機械設備））

議案第48号 請負契約の締結について（津幡町立井上小学校エレベーター棟整備及びトイレ改修工事）

議案第49号 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（陸上競技場））

承認第10号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号））

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

**<再開・開議>**

- 八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 5 年第 2 回津幡町議会 6 月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**<会議期間の報告>**

- 八十嶋孝司議長 本日再開の 6 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 6 月13日までの 9 日間といたします。

**<議事日程の報告>**

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

**<会議時間の延長>**

- 八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。  
議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構であります。

**<会議録署名議員の指名>**

- 八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
本 6 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 3 番 東 克彦議員、4 番 中島敏勝議員を指名をいたします。

**<諸般の報告>**

- 八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。  
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。  
次に、町長から地方自治法施行令第146条第 2 項の規定による  
**報告第 1 号** 令和 4 年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、  
地方公営企業法第26条第 3 項の規定による  
**報告第 2 号** 令和 4 年度津幡町下水道事業会計予算の繰越しについて、  
地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定による  
**報告第 3 号** 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について、  
**報告第 4 号** 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について、  
**報告第 5 号** 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について、  
**報告第 6 号** 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について、  
以上の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。  
次に、本日までに受理した請願第 2 号及び請願第 3 号は、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 5 年 4 月分に関する例月

出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### <議案上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第38号から議案第49号まで、及び承認第10号を一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和5年第2回津幡町議会6月会議が開かれるに当たり、5月会議以降の町政の概況と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、今月の18日付で、私が石川県町長会の会長に3度めとなりますが、再任されることになりましたので御報告いたします。議会の皆様には引き続き、何かと御不便をおかけすることがあるかもしれませんが、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

さて、今年の5月は、全国的に見れば気温30度を超える真夏日を記録した地点もございましたが、石川県におきましては、おおむね風薫る季節にふさわしい、好天に恵まれた1カ月であったと思います。そんな中、5月5日に発生した能登地方を震源とする地震の爪跡は現在も残っております。

被災された地域におかれましては、一刻も早い復旧が待たれるところでございますが、たび重なる余震の発生、地震による地盤の緩みと梅雨の雨が重なることで土地の崩落なども懸念されるところでございます。

気象庁は、5月29日に九州北部から東海地方にかけて、5月30日には九州南部が梅雨入りしたとみられると発表いたしました。

石川県はまだ梅雨入りしておりませんが、6月2日に本町に大雨警報が発表されました。この大雨により、興津地内で農地ののり面崩壊により一般県道興津刈安線に土砂が流れ込む被害が、また相窪地内で農地の、のり面が崩壊する被害が発生いたしました。幸いにも人的被害はなく、現在、復旧に向けて準備を進めているところでございます。なお、この大雨による町全体の被害につきましては、現在調査中でございます。

これから本格的な梅雨の時期を迎えるに当たり、大雨などの気象情報にも十分注意をしながら、町民の安全安心に備えてまいりたいと思っております。

5月11日、東京元赤坂の赤坂御苑で、天皇皇后両陛下主催の春の園遊会が5年ぶりに開催されました。

令和になって初めての開催であり、私も石川県町長会会長として御招待をいただいたことから、謹んで出席させていただきました。

当日は、あいにくの雨模様ではありましたが、天皇皇后両陛下を初め、皇室の方々を拝見することができる貴重な機会をいただき大変光栄に思っております。

また、秋篠宮殿下からは、能登地方で起きた地震についてお声をかけていただきました。幸いにも本町では被害はございませんでしたが、皇室の方々が被災地に対して心を寄せ、案じてくださっているということをお伝えいただきましたことに、石川県民として深く感謝を申し上げます。

る次第でございます。

5月14日から28日にかけて大相撲五月場所が開催され、本町出身の大の里が幕下十枚目格付出で初土俵を踏みました。

初日は緊張からか惜しくも敗れはしたものの、その後は順調に勝ち星を重ね、最終的には6勝1敗と見事に勝ち越して今場所を終えました。

来場所はさらに幕下の上位との対戦がふえることから、体調、けがには十分注意して、一場所でも早く十両昇進を決め、関取となり、角界を代表する力士に成長することを期待しているところでございます。

また、欧勝海につきましても幕下二十二枚目という難しい番付でしたが、4勝3敗と勝ち越し、来場所以降の活躍に期待したいと思います。

5月21日、石川県森林公園で開園50周年記念式典が行われました。

この式典では、同園内に12年前に設置されましたMISIAの森などでかねてから御縁のある歌手のMISIAさんが、名誉園長に就任され、誰もが森に親しみ楽しむことができる、人間の多様性も包み込む森林公園づくりに貢献したいとのビデオメッセージが届けられました。

また、同園ではリニューアルされたバーベキュー場、フィールドアスレチック施設、見晴台、インフォメーションセンターがこの日から供用開始され、天気の良い休日には多くの親子連れなどでにぎわっているということでございます。

5月24日、河北潟干拓地内のひまわり村で、ヒマワリの種まきが行われました。

津幡町からは、さくらこども園の園児が参加し、私もひまわり村村長として、子供たちと一緒に種をまいてまいりました。

7月28日には、2.3ヘクタールの畑に35万本のヒマワリが咲き誇る、ひまわり村の開村式が予定されております。そのころには子供たちに、河北潟の夏の風物詩となっております、ひまわり迷路で遊んでもらえるようになるとのことで、私も楽しみにしているところでございます。また、7月28日から30日の3日間、夜間にライトアップも行われ、幻想的なヒマワリを楽しむことができます。

6月1日、第48回石川県消防救助技術訓練大会が石川県消防学校で行われました。

当日は議長、副議長を初め、総務産業建設常任委員の皆様が現地で応援していただきましたが、残念ながら上位大会の出場はできませんでした。

引き続き、町民の安全安心、そして生命と財産を守るため、迅速かつ適切に対応できるよう、今後も訓練を重ねてまいります。

昨日の6月4日には、第64回津幡町総合体育大会の開会式及び各競技が各单位協会主管のもと開催されました。

一部実施済みの競技もありましたが、各地区体育協会が、オープン競技も含め全14競技の合計得点を競いました。

それぞれの競技で接戦が繰り広げられたようですが、男子の部では津幡地区が優勝、女子の部では倶利伽羅地区が初優勝、そして総合の部では津幡地区が4年ぶりの優勝という結果でございました。

選手の皆様、大会関係者の皆様、そして応援、お世話をされました議員の皆様には、大変御苦労さまでございました。



さて、5月末で会計閉鎖をいたしました、令和4年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約2億8,000万円の黒字となりました。これも議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力のたまものと心から御礼申し上げる次第でございます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要を御説明を申し上げます。

**議案第38号** 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億5,842万5,000円を増額するものでございます。

本補正の主なものとして、歳入におきましては、繰入金や町債などを減額とする一方で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び学校施設環境改善交付金などの国庫支出金及び集落営農活性化プロジェクト促進事業などの県支出金を増額いたします。

さらに、一般社団法人地域循環共生社会連携協会の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が採択されたことに伴い、諸収入を増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

議会費では、新しく議員になられた方の被服費などを増額するものでございます。

総務費では、地区集会所の修繕費に対する補助金となる集会所建設費としてのコミュニティ施設整備費、及び5月5日の能登地方を震源とする地震において、本町から災害派遣された職員の手当などの災害対策費を増額するものでございます。

民生費では、前年度に実施しました事業精算による国庫支出金返還に伴う住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、及び認定こども園等に係る給食食材費高騰分助成金に係る児童保育運営費及び前年度に実施いたしました事業精算による国庫支出金返還に伴う低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費などを追加・増額するものでございます。

衛生費では、地球温暖化対策費として公共施設再生可能エネルギー導入可能性調査委託料、再生可能エネルギー導入促進補助金及び充電設備設置工事等に係る環境保全費を増額するものでございます。

近年、地球温暖化による深刻な自然災害が世界各地で発生しており、本町としても、決して対岸の火事ではなく、対策を講ずべき重要な課題と考えております。国では、地球温暖化防止のため、令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を宣言いたしました。また、本町でも同じく、2050年までのカーボンニュートラルを目指して、昨年6月会議においてゼロカーボンシティになることを宣言し、地球温暖化防止に向けた各種施策をより一層推進することとしております。

本補正予算では、公共施設の再生可能エネルギー導入可能性調査委託や民間事業者の太陽光発電設備の設置補助金を初めとして、個人の太陽光発電設備の設置や高効率給湯器の更新に対する補助金なども計上させていただいております。これにより、町民・事業者・行政がさらに一丸となって、地球環境の保護に向けた対策に取り組む姿勢を示すことができるものと考えております。

農林水産業費では、集落営農活性化プロジェクト促進事業費として要件を満たした集落営農組織に対して補助金を交付するため農業振興費を増額するものでございます。

土木費では、消雪施設整備事業費として社会資本整備総合交付金を活用し、老朽化した消雪設備の更新を行うため除雪対策費を増額する一方、津幡駅周辺地区都市再生整備計画事業費について、国の交付金額決定に伴い、都市計画総務費を減額するものでございます。

消防費では、一般管理費として、国の消防団設備整備事業費補助金及び宝くじコミュニティ助成事業の交付決定を受け、消防団員の被服等を更新するための非常備消防費を増額するものでございます。

教育費では、小中学校の給食食材費高騰分助成金に係る学校管理費等を増額する一方、津幡運動公園整備事業費について国の交付金額決定に伴い、体育施設費を減額するものでございます。

災害復旧費では、5月7日から8日までの豪雨により農地及び農業用施設が被災したことに伴う現年災害復旧事業費を増額するものでございます。

第2表地方債補正は、クリーンエネルギー自動車等整備事業ほか5件の事業について限度額を変更し、農林施設災害復旧事業を追加するものでございます。

次に、**議案第39号** 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、国民健康保険制度改革に伴い、事務処理の標準化を図るため、被保険者資格の適用除外について定める改正を行うものでございます。

次に、**議案第40号** 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和5年度税制改正に伴う、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、特定小型原動機付自転車の車両区分の創設や森林環境税の課税について定める改正を行うものでございます。

次に、**議案第41号** 津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、国の定める放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、放課後児童支援員の要件について改正を行うものでございます。

次に、**議案第42号** 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、河合谷宿泊体験交流施設河愛の里キンシュレーの宿泊者が津幡町体育施設を利用する場合に、町外の方でも町民の利用者と同様の基本料金で利用できるよう改正を行うものでございます。

次に、**議案第43号** 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について。

本案は、石川縣市町村職員退職手当組合の構成団体となっております手取川流域環境衛生事業組合が令和5年3月31日付で解散したことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合を構成団体から削除する規約の改正を行うものでございます。

次に、**議案第44号** 町道路線の認定について。

本案は、県道鳥越七黒バイパスの供用開始に伴い、一般県道苜谷津幡線の一部が本町に移管されるため、町道路線の認定をお願いするもので、鳥越は4番2地先を起点とし、七黒ニ135番地先を終点とする道路を、町道鳥越七黒線として道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

次に、**議案第45号** 財産の取得について。

本案は、老朽化した高規格救急車1台を更新するもので、指名競争入札により、3,586万円で石川トヨタ自動車株式会社が落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**議案第46号** 請負契約の締結について。

本案は、津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（建築）の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。同工事は、制限付き一般競争入札により、1億5,180万円で北川・アライ特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**議案第47号** 請負契約の締結について。

本案は、津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（機械設備）の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。同工事は、制限付き一般競争入札により、5,412万円で株式会社津幡工業が落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**議案第48号** 請負契約の締結について。

本案は、津幡町立井上小学校エレベーター棟整備及びトイレ改修工事の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。同工事は、制限付き一般競争入札により、1億4,080万円で豊蔵・DEN特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**議案第49号** 請負契約の締結について。

本案は、津幡運動公園長寿命化対策工事（陸上競技場）の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。同工事は、制限付き一般競争入札により、1億8,760万9,400円で北川ヒューテック株式会社が落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、その概要について御説明申し上げます。

**承認第10号** 専決第10号 令和4年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）。

本補正は、資本的収入で5,300万円、資本的支出で5,872万8,000円をそれぞれ増額し、不足する額は、消費税資本的収支調整額等で整理するものでございます。国の交付金額決定に伴い、浄化センターの塩素混和棟及び管理棟の電気設備更新工事を実施するもので、収入として企業債、国庫補助金を、支出として建設改良費をそれぞれ増額するものでございます。

本補正につきましては、本来ならばさきの5月会議において議会の皆様に報告し、承認を求めべき案件でございましたが、失念したことにより、本6月会議において報告することとなったものでございます。

このたびの不手際につきまして、議員の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今後は二度とこのような事態とならないよう対策をとるよう指示をしたところでございます。

以上、本6月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして、関係部課長より説明いたしますので、原案のとおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第38号から議案第49号まで、及び承認第10号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜散 会＞

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会をいたします。

午後2時01分

# 令和5年6月6日(火)

## ○出席議員(16名)

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員(0名)

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	町 民 課 長	村 美 和
生活環境課長	由 雄 宏 一	健康福祉部長	羽 塚 誠 一
福 祉 課 長	長 陽 子	子育て支援課長	田 中 健 一
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	本 多 克 則
産業振興課長	奥 村 利 勝	上下水道課長	松 岡 隆 司
会計管理者 兼会計課長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教育総務課長	山 崎 明 人
学校教育課長	北 山 ゆかり	生涯教育課長	森 光 敏
河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎太郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課主査	村 田 哲 人
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

○議事日程（第2号）

令和5年6月6日（火）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<開 議>

- 八十嶋孝司議長 ただいまから令和5年第2回津幡町議会6月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

- 八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。  
議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

<諸般の報告>

- 八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。  
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承を願います。

<町政一般質問>

- 八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。  
質問時間は、一人30分以内といたします。  
質問時間内におさまるよう、的確な質問をお願いします。  
また、発言は議長の許可を得てから行ってください。  
それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。  
2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

- 2番 柴田洋一議員 議席番号2番 柴田です。  
新体制になってから最初の一般質問、新人の身でありながら一番手を務めさせていただくことになり大変緊張しております。どうぞよろしく願いいたします。  
まずは、矢田町長を初め、執行部の皆様、そして職員の皆様とはこれから任期満了となるまでの4年間、津幡町の発展そして町民の皆様にとって住みよい町となるよう、一致団結して取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。  
さて、昨日、矢田町長も触れられましたが、5月の5日、珠洲市において震度6強の地震が発生しました。昨日でちょうど1カ月ということになりますが、いまだ復興のめどがたたない人たちも大勢いると聞いております。改めて被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますともに一刻も早い復興を願っております。  
では、質問のほうに入らせていただきます。  
まず、一点目、町の防災への取り組みについてであります。  
今ほども述べましたが、珠洲市での地震の際には津幡町でも震度4を計測するなど、いつ大き

な被害が出てもおかしくない状況でありました。周知のとおりかと思いますが、津幡町には森本富樫断層が通っており、これは20年ほど前に出された数値ですが、この30年で震度6クラスの地震を引き起こす可能性は、2～8%と言われております。

これは、一見低いように思えますが、活断層の中では比較的高い発生確率の部類に入るとのことです。

そこで、現在の津幡町における防災への取り組みや、現状をどのように把握しているのか、以下4点について、御回答及び御検討をお願いいたします。

まず1つ目、空き家を含めた倒壊等の危険個所の把握及び対応についてです。

地震発生の際には家屋の倒壊により道路がふさがれ、避難の妨げや緊急車両の通行に影響を及ぼすなど、二次災害を起こさないために、町として事前把握、また対応はできているのかお答えいただきたいと思っております。

2つ目、避難場所の経路表示についてです。

現在、町民の皆様におきましては防災マップ等によって各自が住んでおられる場所からの最寄りの避難場所については把握していると思われませんが、震災はいつ何どき、どこで発生するかわかりません。買い物中であつたり、あるいは津幡町民以外の方が津幡町で被災されることも十分考えられます。

そこで、すいません。ちょっと小さくて見にくいかと思いますが、

〔柴田議員、パネルを提示〕

こちらは私が津幡町以外の所で、たまたまウオーキングをしていた際に、見つけたものになります。ちょっと小さいですけれども、この電信柱の所に避難場所までの経路表示、この例だと拠点避難場所、何々小学校、矢印で直線だとか右だとか、そういったものが書かれております。

実際にこれらの案内板をたどってみましたが、初めて行った土地にもかかわらず問題なく避難所までにたどり着くことができました。

津幡町においても一度に全ての場所にこのようなものを設置するのは難しいとは思いますが、まずは避難場所の近くからでも設置していったらどうか、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして3つ目ですが、備蓄倉庫の分散化についてです。

現在、津幡町には災害時に使用できる備蓄倉庫は、中条公園、俱利伽羅源平の郷、種けんこう広場、英田公園の4箇所に設けられており、災害時にはこれらの備蓄倉庫から各避難所へ物資が届けられるようになっていると思っております。

しかし、実際には震災や洪水による道路の寸断や家屋の倒壊等、備蓄倉庫から各避難所にスムーズに物資を届けられないケースも考えられます。また、備蓄倉庫事態が倒壊するといった可能性も考えられます。そこで新たに備蓄倉庫をふやすといった考えもありますが、新たな備蓄倉庫の建設には安全性や利便性も含めた、さまざまな問題をクリアしなければなりません。

そこで、備蓄倉庫だけではなく、各拠点避難場所に直接、物資を保管することができないか、こちらを検討していただけたらと思っております。

最後、4つ目ですが、高齢者等の避難困難者の把握と災害時の連絡方法についてです。

現在、高齢者のひとり暮らしや避難困難者は、個人情報の問題もあり、各区の区長さんのみ情報を持っているかと思っております。しかし、実際に災害が起きた場合は、区長さんから防災士等にそ



れぞれどのように連絡するかは、各区に委ねられているのかと思いますが、区長さん自身が被災して、連絡がとれないこういったケースも考えられます。そのようなケースも踏まえ、どのように情報を開示していくか。いち早く救助活動につなげる仕組みは必要ではないか、緊急時の情報開示、連絡方法について、どのようにお考えでしょうか。

以上、4点につきまして、田中総務課長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 柴田議員の防災への取り組みについての御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、空き家を含めた倒壊等の危険箇所の把握についてお答えいたします。

危険空き家につきましては、平成28年に各区の協力を得ながら、危険空き家調査を実施したところ、その物件数は230件でした。

それらの危険空き家については原則、所有者が改修または除却等の処置をすることになるため、本町から危険空家除却費等支援補助金を御案内しております。

また、津幡町空家等の適正管理に関する条例では、津幡町特定空家等対策審査会において、より危険度が高い特定空家として認定されたもので、その所有者が町からの助言、指導、勧告に応じないときには、行政代執行により解体等の必要な措置を講ずることができるよう規定するなど、空き家の適切な管理に努めております。

しかしながら、平成28年の調査から6年以上の期間が経過したことから、本年2月に各区長へ危険空き家の情報提供を依頼し、報告を受けた危険空き家に対しては本年度中に職員が現地確認を行うこととしており、引き続き危険空き家の把握に努めてまいります。

御質問の2点目、避難場所の経路表示についてお答えいたします。

災害の多発する今日において、町民を初め本町に滞在する方々が町の避難場所を認識し、災害時に円滑に避難できるような環境の整備は非常に重要です。避難場所の経路表示については、平成2年から3年にかけて、ふるさと創生事業を活用し、目視により避難場所がわかるよう、避難場所の近辺において誘導案内板を43カ所に設置いたしました。その後、避難場所の名称変更等に即して案内板の表示を適宜修正し、避難場所を適正に案内できるようにしております。今後もこれらの案内板の周知及び情報発信に加え、防災マップ等による避難場所の啓発を図り、町民の防災意識向上に努めてまいります。

御質問の3点目、備蓄倉庫の分散化についてお答えいたします。

現在、本町では議員の言われる4カ所に笠谷地区防災センターを加えた5カ所で備蓄倉庫を設けております。

備蓄品については集中備蓄を実施しており、災害時には5カ所の備蓄倉庫から各避難所へ物資を供給する方針としております。各避難所での直接備蓄は、避難場所によっては備蓄倉庫スペースの確保が困難であることから、全ての避難所に備蓄品を設置する分散備蓄は難しいと感じております。

しかしながら、現在の集中備蓄に加え、物資の中身を避難場所に応じたものにする分散備蓄を交えた複合的備蓄により、その強化を図ることができることから、今後は複合的な備蓄の検討を進めてまいります。

備蓄倉庫につきましても、現存の5カ所が備蓄拠点として充足しているのか確認するとともに、

その他の地域における備蓄倉庫の必要性を検討しているところであり、備蓄品のさらなる安定供給に努めてまいります。

また、災害時に迅速かつ的確に必要な物資を避難所へ供給することは、避難者の安全・安心の確保の観点から非常に重要であり、有事の際には物資供給等に関する協定を締結している民間企業等の支援を受けながら、物資供給を確実かつ速やかに実施できるよう、体制の整備に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

御質問の4点目、高齢者等避難困難者の把握と災害時の連絡方法についてお答えいたします。本町では、みずから避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対し、災害時に避難支援が迅速かつ的確に行えるよう、避難行動要支援者名簿の登録を促し、個人情報の取り扱いに十分留意した上で名簿を作成しております。

避難行動要支援者名簿は、毎年一斉更新し、各区長を初め、民生児童委員や消防署、自主防災クラブ、津幡警察署、町社会福祉協議会の関係機関へ提供し、地域の見守り等に活用していただいております。

また、登録情報の変更があった場合には、見守り活動の中心となっている民生児童委員に対し、2カ月に1回の頻度で名簿の更新を行っております。

地域のさまざまな支援者が日ごろから避難行動要支援者名簿の情報を共有しており、災害時には、互いに協力しながら安否確認を行うことができます。

今後は、いち早く救助活動につなげる仕組みとして、避難行動要支援者名簿の活用を想定した地区単位の防災訓練の実施や、本名簿を所持している各区長など関係者同士の連携を促し、連絡体制を強化することで、緊急時の情報開示や連絡方法も含めた地域における防災活動支援に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 田中総務課長、ありがとうございます。

災害は起こらないことに越したことはないのですが、いつ何が起こっても対応できるよう、備えておくことが重要だと思っております。既に取り組みされていることもあるとのことですので安心いたしました。また、備蓄倉庫の分散化につきましては残念ながら現在、少子化等により小中学校にもたくさんの空教室が出ております。こういったところを有効活用していくのもいい手段ではないかと思っておりますので、引き続き御検討いただければと思います。

私も防災士の資格を持っておりますが、防災士の一員として皆様と協力して安全を考え協力していきたいと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。

2点目は、教員の働き方改革についてです。

先日の新聞で、教員の時間外勤務時間についての集計が載っておりました。

それによりますと、時間外勤務時間の平均は、小学校の先生で35.5時間、中学校の先生では50.5時間となっているようです。しかし津幡町におきましては、これよりももう少し多いということを知っております。

この5年間で約2割ほどこの時間外勤務時間は削減されたようですが、まだまだ決して働きやすい環境になったとは言えません。

私も長年PTA活動に従事してまいりましたが、当時から子供たちへの直接的な支援や保護者

への金銭的支援だけでなく、先生方にも充実した学校生活を送ってもらうことが、子供たちに向き合う時間をふやし、結果的に子供たちにとってプラスになるといった、そういった間接的な支援が大事ではないかと考え、活動してまいりました。

そこで、教員の働き方改革の一環として、既に取り組みられていることではありますけれども、現在の進捗状況や内容について広く知ってもらうといった意味も含め、お尋ねしたいと思います。

2点ございます。

1つ目は、部活動の地域移行について。

こちらにつきましては、令和5年度から段階的に進めていくとのことですが、具体的な計画内容やスケジュールはどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

2つ目は、少人数クラスの実現についてです。

こちらについては、小学校におきましては、国の計画よりも1年間前倒しで、来年度中には全学年の少人数学級が実現すると聞いておりますが、中学校においてはどのような計画となっているか。

以上、2点につきまして、吉田教育長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 教員の働き方改革についての御質問にお答えいたします。

まず、御質問1つ目の部活動の地域移行についてです。

中学校の部活動の地域移行につきましては、スポーツ庁、文化庁が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインに基づき、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととなっております。

部活動の地域移行の進め方としては、休日の移行を優先し、平日については休日の進捗状況を検証し、できるところから取り組むこと、また地域の実情によっては、平日と休日为一体として取り組むことや平日から先に取り組むこともあり得るというものです。

部活動の地域移行に当たっては、中学生や保護者のニーズへの対応、指導者の確保や財源の確保など、乗り越えなければならない課題が非常に多くあります。そこで、本町の現状を十分に考慮した上で、可能な競技から移行していきたいと考えています。

これまで教育委員会事務局において、本町中学校2校の部活動の現状や、町スポーツ協会、ジュニアスポーツクラブ、文化協会などの生涯学習分野の状況の確認を行い、全国のモデル事業等の事例も参考にしながら、今後の方向性と進め方を検討してまいりました。

今回御質問にある具体的なスケジュール等についてですが、まず運動部の移行から取り組んでいく予定です。令和5年度は、7月をめどに地域移行に関するアンケート調査を実施したいと考えております。アンケート対象は、各競技協会とジュニアスポーツ教室、それから小中学校の教職員及び保護者で、地域移行の際に必要な事項についてのそれぞれの立場での回答をお願いするものです。

その後、アンケートを集計、分析し、9月に地域移行の具体的な進め方について協議を行い、令和6年度に地域移行する部活動について選定したいと考えています。移行の時期、方法、必要な費用などさまざまな条件について関係競技協会等と打合せを行い、11月をめどに最終決定して

いきたいと考えています。この間、スポーツ協会とも連携して取り組んでまいります。そして、年内から年明けをめどに、その決定事項を町のスポーツ団体や小中学校、児童生徒、保護者の皆様にお知らせし、御理解をいただきたいと考えております。

令和7年度以降は、6年度の実施状況を検証し、成果と課題を整理して、さらに移行する部活動を拡大させていきたいと思います。

部活動の地域移行という大きな改革のためには、学校関係者や保護者の御理解はもとより、スポーツ協会、各競技団体を初め、地域との緊密な連携が必要となります。関係の皆様御理解、御協力をいただきながら、取り組みを進めてまいります。

次に、2つ目の御質問の少人数クラスの実現についてです。小学校の35人学級につきましては、令和5年度は、国の基準では小学4年生までですが、石川県の施策で、1学年上の5年生までが35人学級となっており、令和6年度には小学校全学年で35人学級が実現する予定です。

中学校の1学級当たりの生徒数の上限は、国の基準では40人となっていますが、こちらも県の施策により、中学1年生が35人学級となっています。中学2・3年生の35人学級につきましては、現在のところ今後の課題となっており、小学校での35人学級の成果を検討した後、国や県の判断になると考えられます。

市町教育長会のほか、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長会、全国町村教育長会でも、関係団体と協力しながら中学校の35人学級の早期実現と教職員定数の改善を継続して国に要望しております。

町としては、現在、独自に35人学級に取り組むことは考えておりませんが、今あるさまざまな教育課題について多方面から児童生徒や教職員を支えるため、今後も特別支援教育支援員や学校図書館司書、ALTや語学指導協力員、学校生活指導員、スクールサポートスタッフ、部活動指導員などの職員配置の充実に努めてまいります。

これからも、教員の働き方改革につながる施策を推進し、より働きやすい学校環境となるよう取り組みを推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 吉田教育長、ありがとうございました。

これらの働き改革は現役の教員にとってだけではなく、これから教員を目指す世代にとっても大きな問題であり、今後の教員不足の解消にもつながっていくことかと思っております。

国や県の方針が定まらないことも多々あると思いますが、町独自の計画で早期実現を目指し、他の市町との差別化を図ることで津幡町の教育に対する姿勢、考えに共感する子育て世代の人たちが、津幡町で子育てをしたい、そのように思える町になってほしいと思っております。中学校では自動採点システムの導入などICTの活動も始まっております。今後は、それらの成果も確認していきたいと思っておりますし、ICTを活用したさらなる働き方改革にも注目していきたいと思っております。

それから最後になりますが現場の先生方はこういった過酷な労働条件のもとであっても、子供たちのために、本当に精一杯向き合って頑張っておられます。私もPTAをやりながら、本当に助けられ、そのように思っておりました。

また、教育委員会の人たちも本当に子供たちのことを考え、いろいろと検討されている、こちらにつきましても、いろいろな会議に出席してそのように思っておりました。

それらに感謝を申し上げまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

次に、14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番 道下政博です。まず最初に5月5日の珠洲地震で被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願っておりますことをお伝えさせていただきます。

私は、おかげさまで5期20年津幡町議会議員として活動させていただきまして6期目に入りました。新たな決意で、また町民の皆様の声を町に届けてまいる決意でございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番目の質問ですが、屋内温水プールアザレアオープン後の町民の健康増進と体力の向上等についてのデータの蓄積と結果の公表を。

オープン後、多くの皆様から屋内温水プールアザレアの完成を喜ぶ声をたくさんいただいております。

予想以上に多くの町民がアザレアの会員となられ、御利用されていることは大変喜ばしいことであると思っております。

4月29日にオープンしてから約1カ月が経過し利用状況と利用者の傾向が少しずつ見えてきているのではないのでしょうか。

平成22年4月に矢田町長が初当選されて初めての6月議会で私は温水プールについて質問をいたしました。その時、矢田町長は温水プール建設の目的は、町民の健康増進と体力の向上を図るためと答弁されています。あれから13年後のこの春にオープンした屋内温水プールアザレアでの健康データを今後積み上げ、当初目的の達成に向けて進めていくことはとても大切なことであると考えますがいかがでしょうか。

そこで、2点についてお答えをいただきたいと思っております。

1番目といたしまして、アザレアがオープンしてから1カ月の利用状況の報告や感想などをいただきたいと思っております。

2番目といたしまして、屋内温水プールが完成し、活用されていくことにより、町民の体力の向上や健康増進への効果を検証できるようなデータを作成し、発表・公表ができるように取り組みを進めるようにしていただきたいと思っております。

まことに偶然でございますが、本日付の公明新聞7面に津幡町の温水プールアザレアの取材記事が写真入りで掲載されておりますので、私事でございますが喜んでおります。

以上、2点について矢田町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の屋内温水プールオープン後の町民の健康増進と体力の向上等について、データの蓄積と結果の公表をとの御質問についてお答えいたします。

津幡町住吉公園屋内温水プールアザレアのオープンから1カ月あまりが経過し、非常に多くの

方に御利用いただき、町民の健康の増進と水泳の普及振興が促進され、私といたしましても大変喜ばしく感じているところでございます。

御質問1点目のオープンしてからの利用状況でございますが、5月31日現在、フィットネス会員は65歳以上の方が397人で、うち町民は377人、65歳未満の方が689人で、うち町民は640人となっております。ジュニアスイミングスクール会員は509人で、うち町民は488人となっております。合計で1,595人、うち町民は1,505人、94.4%となっております。

オープンから5月31日までの1日平均利用者が454人で、約1カ月では1万2,721人でございました。65歳以上6,961人、64歳以下4,509人、ジュニア1,251人の方に御利用をいただいております。5月31日までの最近1週間の1日平均利用者は523人で、アザレアの施設規模において目標としておりました1日平均利用者約400人を大きく超える結果でございます。利用者の方に大変好評を得ていると考えているところでございます。

しかし、目標を大きく超える利用がある反面、電話が混雑しつながりにくい、スタジオの予約が取りづらいなどの意見もあり、改善すべき点もあります。利用者の声を一つ一つ真摯に受け止め、指定管理者である株式会社エイムと協議しながら、利用者にとって使いやすい施設となるよう改善を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問2点目の町民の体力増強や健康増進への効果を検証できるようなデータを作成し、公表ができるように取り組みを進めることができないかということについてお答えいたします。体力増強や健康増進については今後、エイムスタッフが利用者に対し積極的に声かけを行い、体組成計や血圧計を用いて、会員一人一人の身体の状態を測定し、その人にあったトレーニングメニューの作成や運動指導を行います。また、介護予防事業といたしましては、膝痛や腰痛があり、身体機能の維持、向上を希望する高齢者を対象に、軽体操等の運動教室を実施する予定であります。

この事業は、高齢者の継続的な運動の機会を設けることが目的であり、運動機能の維持が図られ、介護予防につながると考えております。

内容としましては、週に1回の教室を6カ月間受講できるもので、受講前と終了時にそれぞれ体力測定を行い、運動機能の維持向上の個別評価を行います。そして、利用者全員の結果を事業全体の評価としてとりまとめることで、介護予防の効果を検証できると考えております。個人の結果を公表することはできませんが、事業の取り組みの効果につきましては、あらためて御報告させていただきたいと思っております。そのほかにも、ことしの秋以降、国民健康保険加入の被保険者で健康診断を受診された方にアザレア利用券を送付し、健康増進のための水中ウォーキング、アクアビクスなどの事業を実施し、事業後の体組成計による測定結果をもとに、運動習慣の重要性や、今後の健康増進のための運動メニューを提案する事業を予定しております。

このようにアザレアを使用することによって、町民の体力増強や健康増進への効果を検証できるデータを作成し、発表することが可能となりますが、町民の長期的な健康づくりにはアザレアを利用した運動習慣づくりのほか、適切な栄養摂取、十分な睡眠、ストレス管理、定期的な健康チェックなど、日常の生活習慣の改善が欠かせません。

アザレアを健康発信基地といたしまして、各関係機関と連携し、長期的な健康づくりに活用してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ただいま答弁いただきまして、ありがとうございます。

この屋内温水プールが完成をして大変に喜ばれていると同時に、津幡町がさらに元気に、そして住みやすい町として発展していくことを願っております。

続いては、2番目の質問に移らせていただきます。

移住定住促進策、子育て支援策の広報の充実をとということで質問いたします。

私は、趣味の延長線上ということもあり、ドライブが好きであります。のと里山海道をよく利用しております。

私の出身地である能登町から帰る途中の中間地点となる志賀町の西山パーキングにトイレ休憩とお土産を購入するために立ち寄ることがよくあります。

そこでトイレ利用時に気がついたのでありますが、昨年末ころまでは志賀町の観光地である日本最古の灯台と言われている旧福浦灯台の写真や案内表示、また巖門の景色を写真入りで飾ってありましたが、昨年の暮れ当たりに気づいた時は志賀町の定住促進策が紹介されていることに気付きました。その時は志賀町も移住定住促進に頑張っているんだなあと思いながらなんとなく見過ごしておりました。

年が明けて本年5月のゴールデンウィーク期間に立ち寄った際に、はっと気がつきました。それは令和5年5月4日時点で張りかえられたであろう制度情報パネル、志賀町に移住定住等した方への助成金等の御案内に切りかえられておりました。

その内容について、ここで大きな項目の4点だけを紹介させていただきます。

1番目として移住定住促進住まいづくり奨励金、その中身ですが新築住宅取得で基本奨励金40万円、町内建築業者依頼で工事費の30%、最大60万円加算とあります。

2番目の移住定住促進賃貸住宅家賃助成金でありまして、民間賃貸住宅の家賃を最大月額2万円、最大3年間助成とあります。

3番目には移住定住促進空き家リフォーム再生等助成金、空き家を取得しリフォームで最大100万円助成。

4番目にはふるさと就業祝い金、UIターン者並びに新規学卒者に対して祝い金5万円を交付。以上の4点でありました。

詳細な紹介については、時間の都合で省略いたしますが、内容を簡条書きに列挙し、そして分かりやすい表現に工夫されており、さらに男性の目につきやすい位置である便器の真正面にパネルとして掲示されていることに驚きを隠せませんでした。また、もう一枚、別のパネルで、第4弾分譲住宅地、みらいとうぶ(D)、町内外在住者一斉募集と書いてありました。一戸建てで新築すると最大500万円、石川県内で最大、奨励金がもらえますが書いてありました。

以上のことから私が感じたことは、なりふり構わず町の施策をアピールするストレートな貧欲さが特に印象的でありました。

何に驚いたかと申しますと、あくまで私の主観ではありますが、行政側からの提案で移住定住促進策のアピールパネルの設置をされたのではないかと勝手に理解しておりました。もちろん、ターゲットは能登観光や仕事等でこの西山パーキングのトイレを利用する人たちがいかに多いかを十分理解した上で、そのメリットを存分に生かして、多くの観光客やドライバーに対して町の素晴らしい施策を躊躇なく、また遠慮なく貪欲に努力を惜しまずアピールしていくことであります。

そして、定住人口増につなげていこうとの情熱を強く感じたことが大きな驚きでありました。

以上、志賀町の例を参考にぜひ本町にあっても、1番目として、町の交流施設や道の駅等に移住定住促進策のアピールを積極的に表示していくことも重要ではないかと思っておりますので、いろいろな工夫への提案をいたします。2番目として、また別の視点ではありますが、子育て支援策についても積極的なアピールを行い、魅力ある津幡町のアピールを具体的に行っていただきたいと思っておりますので同じように工夫をしていただきたいと思っております。

以上、2点について矢田町長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 移住定住促進策、子育て支援策の広報の充実をとの御質問にお答えいたします。

移住定住促進策のアピールにつきましては、町内外の人が訪れる、道の駅倶利伽羅源平の郷竹橋口、倶利伽羅塾、キンシューレ、県森林公園に移住定住をアピールしたチラシの設置・掲示をお願いするよう、2年前に担当課に指示し、すでに実施されているところでございます。

これら以外の情報発信といたしまして、令和3年度からは、移住希望者がオンライン会議システムZoomで町担当者と相談ができる移住相談窓口を開設いたしました。また昨年度は、移住ガイドブック「楽ちかつばた」を発刊し、金沢市、小矢部市の不動産会社や、東京・大阪のいしかわ移住UIターン相談センターに同ガイドブックの設置を依頼しております。ほかに、定住促進策に関する情報を毎週水曜日にSNSで発信するなど、近年、情報発信に注力をしてまいりました。

定住促進策に関しましては、今年度から地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した住宅への太陽光発電設備や蓄電池などに対し最大115万円を交付する新たな補助金制度を施行するため、本6月会議に補正予算を計上しております。現在の住宅取得等奨励金などと合わせますと、最大で315万円の補助金となり、カーボンニュートラルを目指す町の姿勢と合わせ、津幡町の訴求力はさらに高まると考えております。

補助要綱等が整い次第、速やかに公表・アピールができるよう、すでに設置・掲示したチラシや町ホームページのほか、移住ガイドブック「楽ちかつばた」も更新の準備をしているところでございます。

また、子育て支援策の積極的なアピールにつきましても、「楽ちかつばた」において、移住者インタビューや子育て支援制度を掲載しております。

金沢市からバイパスを北上しますと、本町には、中条公園、なかよし公園、住吉公園、あがた公園が見え、子育てに適した施設が一望できます。

移住促進策と子育て支援策をひもづけすることにより、新たな人材が地域に根差し、人口減少や高齢化の課題にも大きな効果を期待できることから、今後も移住定住促進策、子育て支援策に注力していきますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

着々と進めていただいているということで安心をしましたが、これに満足することなく向上に向けて、また多くの方たちに少しでも津幡町の魅力を発信して、そして受け止めていただけるような形でさらには移住定住の方が着実にふえて、そして最終的な人口増につながっていけばいいなと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います、



それでは3点目の質問に移ります。

チャットGPTの活用をどう考えているかについて質問をいたします。

行政のデジタル化の一環で最近話題となっております、生成AI（人口知能）による対話型サービス、チャットGPTの活用について質問いたします。

最初に、チャットGPTについて簡単に紹介します。

米企業、オープンAIが開発した対話型の人口知能によるサービスでオンライン上の大量の情報を学習し、文章の作成や翻訳、要約などを行うものでサイトなどから無料でも利用でき、ことし1月には、世界での利用者が1億人を突破したということでもあります。

東京都や新潟県が導入の検討を進めているようで、行政分野でも利用の動きが広がりつつあります。そんな中、神奈川県横須賀市では4月から全国で初めて全庁的な導入に踏み切ったようで5月25日公明新聞3面で分かりやすく紹介をされていましたので、一部記事を紹介しながら質問を進めさせていただきます。

横須賀市ではBMXなどのアーバンスポーツを推進しています。このキャッチコピーを10個考えて同市の職員がパソコン上で会話ができるチャット画面から質問を送りますと、ものの1分で、挑戦しよう、アスファルトの上であなたの限界を超えるなど、多様な案が返ってきます。続けてキーワードなどの条件を加えるとそれに合わせた返答があり、まるで誰かとやり取りをしているような感覚だそうでもあります。

政策立案にも活用し、例えばIT技術などで市民の利便性向上を図る、デジタルガバメントを推進する方策を尋ねると、オンライン手続きの充実、デジタル教育の推進など具体的な政策を示す返答があります。

こうしたチャットGPT案を議論のベースにすることで意見交換などもスムーズに進むということでもあります。

横須賀市では4月20日から約4,000人の全職員が業務でチャットGPTを活用できるようにし、1カ月間の実験を経て効果が見込まれたことから導入に踏み切ったようで、利用料については1,000字当たり、0.002ドルと安価であるとの判断で持続可能な行政運営に向けた取り組みとしてチャットGPTを活用したそうでもあります。

市の試算では人口減少の影響で20年後には職員が現在の4分の3まで減少すると予測されており、業務の効率化などを進めなければこの先、行政運営が成り立たなくなるとの危機感が強くあることなどが要因の一つです。

同市がチャットGPTに期待するのは政策立案だけではなく、これまで多くの時間や人員が割かれてきた文書作成の効率化だそうでもあります。チャットGPTは文書作成や、分かりやすい文章への変換、指定文字数への要約などができ、文書作成の背景や目的、注意事項などの条件を一定程度指定すれば、チャットGPTにたたき台を作成させることができ、多くの場合、職員は手直しだけですむようなのであります。

市の担当者によるとプレスリリースなど、ある程度形式的な文章であれば難なく作成可能で、大幅な業務効率化につながると見込んでいるそうでもあります。ただ注意は必要で、不自然な表現や正確性に欠けるものがあるそうで、また同じ質問でも返答は毎回異なるらしく、そのため同市では、検索にチャットGPTを使用しないよう職員に徹底しているそうです。また、作成された文書などは職員が必ず確認し、そのまま使用することがないように注意しています。また、入力

した情報の二次利用を防止する仕組みを構築して安全性を高めており、業務としてチャットGPTを安全に使える仕組みがあることで、職員個人が一般公開のチャットGPTを使って文書を作成する可能性もなくなり、安全性はむしろ高まるのではないかと強調しているそうであります。

私は、将来の津幡町も人口の減少や職員の採用減少を食い止めることは容易ではないのではないかと考えております。そういった意味でいろいろと採用のメリットが期待できるチャットGPTの活用については、いずれ真剣に取り組む必要性が出てくるものと考えております。

本町としては、今後こういった取り組みを検討していくお考えでしょうか。

考え方について矢田町長に質問いたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 チャットGPTの活用についての御質問にお答えいたします。

今、道下議員が言われましたように、チャットGPTとは、アメリカのオープンAI社が昨年11月に公開したAIを活用した自動会話プログラムで、利用者が入力した質問に対し、コンピューターが、みずから人間が回答しているかのように自然な言葉で回答してくれるものでございます。

チャットGPTが登場する前のAIは十分に活用できるレベルではありませんでしたが、世界屈指の文書生成AI技術に加え、パートナーシップを結ぶマイクロソフト社が保有する膨大なデータを活用して世界各国の文字データを学習し、自然な文章を生成・回答するまでに至りました。

行政がチャットGPTを利用することにつきましては、賛否の声があるようでございます。チャットGPTはインターネットを介して新たな情報を取得、学習しますが、利用者が投げかけた質問からも情報を得るため、機密情報漏洩や個人情報保護の懸念から、EUでは利用規制も検討されております。

日本国内におきましても、本年4月に鳥取県の平井知事が回答の正確性や個人情報保護を理由に利用禁止を打ち出しましたが、農林水産省や神奈川県横須賀市、茨城県つくば市では全職員を対象に試験利用を開始しております。また、兵庫県神戸市ではチャットGPTを安全に活用するためのガイドラインを定めた条例を制定いたしました。

本町におきましても、デジタル化推進室におきまして情報収集や試験利用を行い、町民向けの質疑応答用チャットボットとして活用できないか検討しておりましたが、わからないことをわからないと回答せず、誤った情報を回答する場面が多く見受けられたため、本年3月会議で小町議員の一般質問に回答いたしましたとおり、採用するには至りませんでした。しかしながら、国内のIT企業ではこのAI機能と独自技術を組み合わせたチャットボット作成に取り組んでいることから、今後の性能向上に期待しているところでございます。

なお、チャットGPTは本来、文書を生成するためのAIアプリでございます。素案としての文書生成、既存文書の要約、多言語への翻訳、プログラミング言語の生成等、人手不足を補うための有効なツールとして判断しているところであり、その利用を妨げるべきではないと感じておりますので、まずは職員利用に向けてのルールづくりから始めたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

このチャットGPTにつきましては、いい点、悪い点まだまだ精査する、そしてまた今後発展していく部分があると思います。

町長も最後に言われたように津幡町にとって必要な分について上手に使っていくためのものであると思いますので、今後また研究を進めながら採用について検討を進めていただきたいと思います。

私のほうから以上で質問を終わります。

14番 道下政博の質問を終わります。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番 日本共産党の塩谷です。

きょうは4問についてお尋ねいたします。

まず初め、マイナンバーカード保険証と健康保険証の2本立てにせよということで御質問いたします。

マイナンバーカード保険証をめぐって、さまざまな問題点が出ていることから、採決は先延ばしにしてひもづけや情報登録の誤りについて、ちゃんと訂正してから次に進むのかと思っていました。ところが、他人の医療情報が誤ってひもづけされている事例が多数発生していて不安をなくすという、法案の前提が完全に崩壊しています。多くの開業医も命に関わる大問題だと反対しています。しかし、全部改定される前に採決を行ってしまいました。そのこと自体が大変ひどいことだと思っています。この問題をお尋ねする前に参議院を通してしまいましたので事態は違ってきていますが、先に提出しましたものを、そのままお聞きいたします。

初めに新聞赤旗の報道を紹介します。マイナンバーカードをめぐって、コンビニでの住民票誤交付、マイナ保険証の情報登録の誤りに続き、公金受取口座とのひもづけでも誤登録が判明するなど、個人情報流出につながるトラブルが続出しています。平井信二全国知事会会長は、5月24日の会見で、いろいろと事情は言われているが、それは正直理由にならない。もっと緊張感のある対策を根本から考えてほしいと政府に苦言を呈しています。

立憲民主党の安住淳国体委員長は24日の党会合で、マイナンバーカード問題を国会終盤に向けて本格的に追及するとし、関係委員会に集中していく構え。日本共産党は法案審議を直ちに中止し、全面的な事実関係解明を最優先させるべきだと主張しています。国会の動きを受け、河野太郎デジタル相は来週予定の外遊を急きょ中止し、国会対応に当たるとの見通しも浮上。自民党の萩生田光一政調会長は25日の党会合で、今から後戻りする選択肢はないと述べ、この期に及んでもマイナンバーカードの利用拡大に固執した。

以上が、新聞報道です。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナンバーカード保険証として使うと表明され、実際に使われています。これを怖いと思うのは、別人情報にひもづけされるときですし、コンビニで証明書の交付を受ける際に別人の住民票など発行される場合です。公金受取口座とのひもづけでも誤登録がひもづけされました。一度つくってしまえばその後何にひもつけされるかは政府の思いのままです。

今は保険証は別のもので使えますが、これがマイナンバー保険証だけになると、個人情報のみもづけがあると覚悟しなければなりません。誤ってひもづけされた医療情報に基づいて治療行為・投薬が行われれば命に関わる大問題になります。この問題に関わって、全国の開業医の6割が参加している全国保険医団体連合会が5月23日に廃案を強く求める声明を発表しました。マイナンバー保険証だけにするのはよくありません。個人の好みに応じてどちらでも使えるようにしていただきたいと思います。

町長はマイナンバー保険証だけにしようとする動きをどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員のマイナンバーカード保険証と健康保険証の2本立てにせよとの御質問にお答えいたします。

国は、令和6年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証に一本化するとしております。また、マイナンバーカードを取得していない方につきましては、各医療保険者等が発行する資格確認書により、引き続き医療機関等を受診することができるとしております。

マイナ保険証は、医療機関や薬局において受診者の同意のもと、特定検診、診療や薬剤情報の閲覧が可能となり、ほかの医療機関での診療情報を把握することで、重複検査の抑止や正確な服薬指導の実施につながることを期待されております。ほかにも、医療費が高額となった場合に、限度額適用認定証の交付申請手続きをしていなくても、一時的な自己負担の必要がなくなること、保険医療を受けた記録を参照できるため、簡単に医療費控除申請の手続きができること、薬剤情報などの提供について同意した場合は、被保険者の窓口負担が低くなることなど、さまざまなメリットがあると承知しております。

マイナンバーカードに関連するトラブル報道のうち、コンビニエンスストアで他人の住民票が誤発行されたトラブルの原因は、システムの不具合によるものですが、本町で使用しているコンビニエンスストア証明書等の自動交付システムは、別人の証明書が交付されることがない対策が施されているため、誤って交付がされないことをシステム運営会社に確認しております。また、マイナンバーカードの健康保険証と公金受取口座の情報登録の誤りにつきましては、各保険者等による人為的なミスに起因するものでありますが、現在、国による総点検が実施されております。今のところはその対応を待っている状態ですが、これまでに本町で誤った登録があったとは報告を聞いておりません。

先にも申し上げましたとおり、マイナ保険証利用につきましては、保険者・被保険者ともに一定のメリットが期待されることから、マイナンバーカードへの信頼を損なうことがないよう細心の注意を払い、一人でも多くの方にマイナンバーカードを取得していただき、健康保険証として利用していただけるよう、引き続き国等と連携してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 大変残念な御意見でした。

いろんなメリットも言われましたが誤ってひもづけされた医療情報に基づいて治療行為や投薬が行われれば、命にかかわる大問題になります。

きちっとひもづけ作業が終わるまでマイナ保険証だけにするのはやめるべきだと思います。

では、次の質問に移ります。

屋内温水プールアザレアの料金に障害者の枠を設けよということで質問いたします。

アザレアは多くの方に楽しまれているようです。しかし、料金設定の中に障害者の枠がありません。町民の方に指摘を受けました。私も料金が発表された時に何も言わなかったのを恥ずかしく思っていましたので、町民の方から指摘されたときには、そのとおりだと思いました。

他の市町も調べてみましたら、羽咋市、金沢市、志賀町は大体半額に設定されていました。内灘町と、かほく市は設定されていませんでした。

津幡町の担当課に聞きましたら、障害者枠の設定はしなくてはいけないという答えでした。でも、障害者手帳を持っている方は割り引きますという問題が出てくるとおっしゃいます。

指2本ないと泳ぎにくいのかということとそうは言えないのではないかと。また、発達障害の人かどうか、知的障害の人かどうかと考えていくと、簡単に障害者手帳を見せれば割引になるとは言えないということでした。

それなら、障害者手帳の級と障害の程度をよく検討なさって、どの級までを割り引くか決めればいいのかと思います。大変な作業ではありますが、今後検討中のことをやめないでいただきたいのです。

少しでも多くの方に楽しんでいただければそれに越したことはありませんので、いい案が出ると思います。

生涯教育課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 森 生涯教育課長。

〔森 光敏生涯教育課長 登壇〕

○森 光敏生涯教育課長 津幡町住吉公園屋内温水プールアザレアの料金に障害者の枠を設けよとの御質問にお答えいたします。

アザレアの利用料金につきましては、令和4年津幡町議会12月会議の一般質問において、八十嶋議員の御質問にお答えをしたとおり、津幡町住吉公園屋内温水プール条例において上限額が定められており、指定管理者がその範囲内で町と協議をし、利用料金を決定することとなっております。近隣のプール施設、入浴施設、スポーツジムなど、施設規模や施設概要などを類似している施設を参考にできる限り低料金となるよう協議し決定しております。

アザレアは、障害者専用駐車場やプールに入るための手すり、スロープ、車いすでも着がえができるユニバーサル更衣室、多目的トイレや用具などがそろっております。指定管理者であるエイムには、安全にかかわるマニュアルが備えてあり、スタッフは品質・安全管理に関する社内研修を受けております。また、障害者の受け入れを経験しているスタッフや、フィットネスクラブマネジメント技能資格の国家資格を有しているスタッフがおりますので、安心して御利用いただける施設となっております。

近隣のプール施設でも、アザレアのようなスポーツジム、フィットネススタジオなどを兼ね備えた施設では、障害者も一般も遜色なくサービスを提供できる施設とのことで、障害者の利用料金設定はありません。アザレアにおいても、障害者の利用しやすいよう配慮した施設となってい

るため、障害者料金の設定はしておりません。

今後の課題として、指定管理者であるエイムと定期的に協議を行い、利用者にもアンケート調査などを実施して、利用しやすい環境整備に努めてまいりたいと思いますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 特に今、障害者枠はつくらないという御回答でしたが、アンケートなどをもって皆さんの要望も聞きたいということも言われましたので、それに期待したいと思います。よろしく願います。

次の質問に移ります。

小中学校の生理用品の置き場所を再度検討せよということで御質問いたします。

小中学校の生理用品を置くのは、個室か保健室か検討していただいたのですが、津幡町は保健室がいいということになりました。しかし内灘町は個室がいいということになって、いま実施されています。

また、国立福知山高校では、自主的な研究課題でこの問題に着目し、当事者の声を可視化しました。きっかけはコロナ禍で話題となった生理の貧困でしたが、経済的貧困への対策に限らず、ジェンダーの問題としてとらえ、生理用品もトイレットペーパーと同じように無償で使えるようになればとの思いで向き合いました。実験したのは昨秋、校内で選んだ7カ所の女子トイレに洗面台と個室の2パターンで、生理用ナプキンを入れたプラスチックケースを1カ月間置き、無償提供しました。

対象となる女子生徒は、中学1年から高校2年だったそうですが、約300人、その後アンケート調査で意見を集約し、実際に利用された枚数は214枚、アンケートに応じたのは168人でした。利用した生徒の理由で多いのが、持ち合わせがなかったからでした。ついで、必要になったとき、取りに行くのが面倒でした。希望する設置場所は個室が圧倒的でした。1カ月で200枚を超える利用数は予想外でした。それもそのはず。事前準備で聞いた同校の保健室に申し出る方式のナプキンの利用は、年間10数枚だったからです。この計画をした子供たちは持って来るのを忘れるときもあり、ペーパーのように無償でトイレにあるとやっぱり安心なんだと思った。ナプキンももらいに保健室には行きにくい。トイレにあれば、人目も授業時間も気にせず済む。トイレに当たり前があるのが一番いいと話しています。保健の先生にわけを話して生理用品をもらうのよりは、個室にある生理用品をもらって使う方が便利だと思います。個室があると必要以上に持って行く子もいるとは思いますが、それも買ってもらえないとか親に言いにくいという子ではないでしょうか。いずれにしても必要だから持って行くと考えればいいと思います。

民主主義とはそれを使う人が決めることだと思います。子供たちに聞くとか、子供たちに実証実験してもらえばいいのではないのでしょうか。そうしても保健室がいいという子が多いようでしたら、私はそれ以上は言いません。どうぞ子供たち自身に決めさせてください。

よろしく願います。教育長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 小中学校の生理用品の置き場所を再度検討せよとの御質問にお答えいたします。

これまで、令和3年6月会議で議員から同様の御質問があり、中学校においては令和3年度に一定期間、生理用品をトイレに置き、その効果と必要性について検討しました。その結果、学校では保健室で対応することで生徒の心身の状況を把握できる、また生徒の自己管理能力をつけていきたいなどの理由から、令和3年度末の時点では、これまでどおり保健室に置いて個別対応することとしました。このことは、令和4年3月会議で議員の御質問にお答えしたとおりです。

令和4年度になり、中学校1校で生徒の声も聞き、2学期から生理用品を保健室のほか、女子トイレにも置いています。現在のところ特にトラブルはないことから、今後も継続の予定と聞いております。

私は、学校は児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学びの場であることが大事だと考えます。そのため、学校施設・設備の安全点検はもとより、学習環境の整備、衛生面での配慮等、児童生徒一人一人の状況にできる限り配慮した環境整備に努めていきたいと考えております。

児童生徒一人一人へのきめ細やかな支援を行うため、個々の心身の状態や家庭状況を把握することは大変重要です。そのため、現在、学校は日常の観察のほか、各種アンケート調査、児童理解の会や生徒指導部会、教育相談部会による情報交換、情報共有など、さまざまな取り組みを行っております。中でも、保健室はそのための重要な役割を担っており、児童生徒が安心して相談できる場所としての機能も果たしていかなければなりません。学校が大切にしてきた保健室のこの重要な機能を維持しつつ、児童生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができるようにするため、生理用品の置き場所も含め、学校がさらにどんなことができるのか、よりよい環境づくりに向けた取り組みを助言してまいります。

御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 再質問いたします。

小学校はどうなっているのかということと、1校は子供たちの意見も聞いて個室になったけれども、もう1校は保健室だということでしたが、保健室に決まった経緯というのはどういったことだったのでしょか。その2点についてお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

小学校では現在のところ、女子トイレに置いているという報告は受けておりません。保健室で対応をしているという状況であります。保健室に置いておくという対応、これに決まった経緯ということですが、中学校においては先ほどの答弁で申し上げたとおり、一定期間の施行期間を経て保健室で対応することで生徒の心身の状況を把握できる、生徒の自己管理能力をつけていきたいという、こういった理由で3年度末にはそのように決定しており、1校がその後の生徒の聞き取りにより昨年度の2学期からトイレに置いているという状況であります。小学校においては児童生徒の意見を聞いたとは聞いておりません。学校側の判断と聞いております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 小学校では、子供たちがどう考えているか、どう見ているかということは、ちょっと聞けるんじゃないかなと思います。小学校で高学年のおトイレというのも決まって

いますので、そこに置けばいいわけですから、そんな難しいことじゃないと思います。まず、子供たちが、どう思っているかということを知っていただくということが大事じゃないかなと思いますので、その点またお願いしたいと思います。

一方では、ちゃんと子供たちの意見も取り入れられてトイレに置くようになったというのはよかったなと思ってます。

次、4番目の質問に移ります。

小中学校の給食費を無料にせよということで御質問いたします。

現在、津幡町では3人以上の子供たちがいる場合、低学年の2人を除いた高学齢の子供たちの学校給食費を対象として助成金を交付しています。そもそも給食は食育を前面に出しています。学校給食の中身を見ても栄養価が考えられています。主食、副食、牛乳などもちゃんと整えられています。文科省も次のように言っています。近年、偏った栄養摂取、朝食をとらないなど食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。

また、食を通じて地域等を理解することや食文化の継承を図ることも重要です。平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定され、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要になっています。学校における食育の生きた教材となる学校給食を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めています。というようにです。

給食を食育ととらえるということは、給食を学習内容としてとらえていくということではないでしょうか。憲法26条の教育の無償化、義務教育はこれを無償とするは、当てはまると思います。

また、学校給食のもう一つの面は、子育て支援として考えることです。少子化になって久しい状態です。物価高も続いています。食料を買うのも財布と相談しなければなりませんし、電気代も高くなっています。こういう中で子育てをするのは大変きついです、もう一人ほしかった子供も、もうやめとこうということになります。もう一人産んでほしいという場合は助成制度をしっかり組み立てていくことが大切です。ひと月に一人当たり約4,000数百円あるいは5,000数百円を必要とする学校給食費を助成していただきたいと思います。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小中学校の給食費を無償にせよとの御質問にお答えいたします。

これまで、令和4年12月会議、令和5年3月会議で、議員から同様の御質問があり、本町の小中学校における給食費無償化の現状についてお答えをいたしました。

多子世帯の保護者に対し、低学齢の2人を除いた高学齢の児童生徒分の学校給食費を無償としているほか、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に支給している就学援助費のうち、学校給食費分を全額支給とし、無償としております。これらの施策により、対象の小学生は、令和5年度で1人当たり年間約6万円、中学生は約6万8,000円の助成を行うこととなります。

さらに、食材費等が高騰する中、昨年度に引き続き、各学校で設定しております1食当たりの給食費に対しまして、小学校で20円、中学校で25円を助成し、給食費に係る保護者負担をふやすことなく学校給食を円滑に実施し、子育て支援につなげております。



学校給食費の無償化に関する政府の動向といたしまして、3月末に一部の政党から、公立の小中学校の給食費を無償とするための学校給食法の一部を改正する法律案が衆議院に提出されております。また同時期に、こども政策担当大臣より、異次元の少子化対策の実現に向けたこども・子育て政策の強化についての試案が示され、政府は今後3年間を集中取組期間として、こども・子育て支援加速化プランに取り組むとしております。この試案の中には、児童手当などの拡充のほか、学校給食費の無償化に向けた課題の整理などが盛り込まれており、今後、具体的な検討が進められるようであります。

繰り返しのお答えになりますが、現在のところ、本町では全ての小中学生の給食費を無償化する予定はございません。給食費を含めたさまざまな教育に係る費用につきまして、引き続き調査検討を行い、学校における子育て支援の方策の一つとして、保護者の教育費負担の軽減に向けた取り組みを、多方面から進めてまいりたいと考えております。

また、無償化に向けた国の今後の動向にも注視してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 これでも、いま給食無償化のことが取り上げられているということで、大変それは喜ばしいことだと思います。私も何度も取り上げてますが、これはとっても大事な問題なので取り上げているわけです。給食が一番の栄養状態を考えてつくられている食事だという子供たちもいます。安心して食事ができるようにしていただきたいと思います。

これで私からの質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝、質問させていただきます。

まずは、ここにいらっしゃる津幡町の町長様、役場の職員の皆様、また津幡町のために頑張ってください、また先人の方にもですね、大変お世話になりこの場をお借りしまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

私、急にこんなことで政治に参加させていただくことになりまして、少しでも恩を返せるようにですね、頑張りたいと思います。

政治と言うのは、まつりごとに治める、治す、まつりごとを治めるという立派な日本語がございまして、まつりごと、つまり神様にかわってですね、私も含めた汚れた人の心を治して、現実化しているよろしくないところを一緒に治していく大事な役目だと思っております。よろしくお願いたします。

まずは1番目、行き先と行き方の確認ということで、津幡町の行き先、まず町長の今後のまちづくりの方針について質問させていただきます。

私は、最近まで本当に無関心で反省しております。知らなかったのですが、津幡町では、津幡駅東口開発、体験型観光交流公園これは完成までさらに約8年間に加え、津幡駅から俱利伽羅駅の間に新駅を設置する、河北中央病院の建てかえの話題等も出ておるようで、大型のプロジェクトが計画されておりますが、きのうも環境省の地球温暖化対策事業で、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金というのがあって太陽光発電に国から約1億4,000万円くらいの補助金がくると

ということも知りました。

町民の暮らしは、ガソリン代、エネルギー代、電気代、日常生活品、食品の値上げが続き、さらに税金や社会保障の負担率が上がり、今後の日本の状況に不安を感じながら、子育て世代から高齢者まで、中小事業者、家族経営の方、みんな一所懸命に頑張っていて何とかやっているのが現状ではないかと感じております。

そこで、町長に2つお聞きいたします。

1つは、昔の仁徳天皇の民のかまどというお話がありましてそういったものに習いですが、今は大型の工事等をいったん保留にしておいて、まずは暮らしを助ける政策を、例えば子育て世代には、ほかの自治体のように、給食費の負担を軽減、通学費の補助、学童クラブ負担金の値下げ等、高齢者にも何がしか自治体でできる負担軽減になる政策、地元の中小事業者、家族経営の方には電気料の負担軽減など、自治体としてできる限りの生活防衛、事業所を助ける政策を優先してやってほしいという声もお聞きしておりますが、いかがお考えでしょうかというのが1つです。

2つ目は町長は、30年後、50年後、100年後、孫の世代のためのまちづくり、住んでよかった、住みよいまちづくりという方針を掲げていらっしゃる。今から行われるこのような政策のねらいと、それを行ったときにどういうふうになるのか、なぜそういったことになるのかなぜそうなるのか、それをした結果、将来の子供たち町民が、真にどのような恩恵を受けられるのか、もう少しイメージ化できるように教えていただけないでしょうかということで、若輩かつ勉強不足の身ながら、まずは質問させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中島議員の今後のまちづくりの方針についてお聞きしたいとの御質問にお答えいたします。

1点目の、今は大型工事をいったん保留にしておいて、まずは暮らしを助ける政策をとる御質問に関しまして、議員は、民のかまどの伝承を引用されましたが、毎年度の当初予算編成におきまして、私の町政運営の大きな2本の柱の一つとして掲げております、今を心豊かに暮らすためのまちづくりを念頭に、まずはいま必要とされている施策を最優先としております。限られた財源で、優先順位をつけ、事業の先送りや見直し、時には取りやめも行いながら、財政運営を行っております。

特にここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の悪化や、エネルギー価格、食料品価格等物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者に対する効果的な施策を最優先といたしました。

具体的には、令和2年度から4年度にかけて、国の交付金も活用しながら、プレミアム付き商品券の発行や各種事業者への支援金の支給、認定こども園及び小中学校の給食食材費高騰分の助成などを実施してまいりました。

本年度に入りましても依然として物価高騰は続いており、引き続き認定こども園及び小中学校の給食費高騰分の助成を実施することとしておりますが、そのほかにも、住民や事業者に対する直接的な支援もさらに必要と考えております。つきましては、限られた財源の中で、より効果的

な物価高騰対策事業の実施をしたいと考えております。

次に2点目の、今から行われる政策のねらいと、それをしたらどうなるのか、なぜそうなるのか、将来の子供たち、町民が真にどのような恩恵を受けられるのかとの質問にお答えいたします。

30年後、50年後を見据えた、子の時代、孫の時代のためのまちづくりとは、先ほど申し上げました私の町政運営に対する基本的考え方のもう一つの柱でございます。今の生活はもちろん大事で、しっかりと対応いたしますが、将来への希望も必要であると考えており、その希望を実現する手段の一つとして、いわゆる大型事業を現在実施、計画しているところでございます。

体験型観光交流公園につきましては、交流人口の拡大を初め、農業振興や雇用創出への寄与を期待しておりますし、津幡駅東口整備事業につきましては、安全安心な駅周辺環境の創出や、東口周辺の新たなまちづくりの形成を目指すものであります。その津幡駅東口から延びる旭山工業団地方面への新たなアクセス道路につきましては、沿線の面整備にもつながるものであり、住宅団地の造成や宿泊施設、研究型企業の誘致などさまざまな可能性が高まるものと考えております。

また、津幡駅と倶利伽羅駅間の新駅設置につきましては、近くに津幡町運動公園があり、体験型観光交流公園や倶利伽羅塾、倶利伽羅不動寺西之坊鳳凰殿など、新たな観光・交流エリアの玄関口として町内外の誘客に大きく資するものであります。

これらの大型事業は、やみくもに進めているわけではございません。国・県等の有利な財源を最大限活用できるタイミングでの事業化や、財源のないものにつきましては先送りを検討するなど、健全な財政運営となるよう心がけております。

これら大型事業を核とし、魅力あるまちづくりを推進していくことにより、定住人口や交流人口などの新たな人の流れを生み出す。そして、人は仕事を呼び、仕事はまた人を呼ぶ。このような好循環を実現し、安全安心で、活気と元気あふれる町を子や孫の時代に与えられる恩恵だと、私は考えております。

例示した事業は施策の一部ではございますが、どれも私の考える30年、50年先を見据えた子の時代、孫の時代のためのまちづくりの実現には不可欠なものであり、機を逃さず、歩みを止めないで進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 このたびは丁寧な御回答ありがとうございます。

1点だけですね、私も勉強不足なので再質問させていただきたいんですけども、私も津幡町を改めていろいろ回らせていただいたところ、町なかはいいいんですけど、私もどちらかと言うと町なかに住んでいるんですが、農村のほうですね、同じ釜の飯を食べる農村の山間部のほうは、小学校がなくなり、保育園がなくなり、10年後田んぼも難しいような状況が予想される中、そこに観光とかですね、行ってもただ通過していただくであって、私はやはり山の人たちもバランスよく、一緒に仲よくすべきだと思っております、そこに人が住まないとい人口減少の歯どめにつながらないので、もう1つ、この大型のプロジェクトというのは、やはり経済成長時代のよくある政策でございまして、いま10年前の計画、通常、10年前に立てた事業計画はもう新幹線も通り、コロナも終わった後、人々の意識も流れも変わっている中で、やはり町長も先ほどおっしゃったようにですね、見直したり検証したりすべきじゃないかと思っておりますので、1点だけ、10年前のこういう事業計画のもう1度検証するというふうなことを御検討お願いできないかということでご

ざいます。お願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 10年前の事業についての検証をとということを言われましたけれども、例えば体験型観光交流公園につきましても、まず5年間仕事をして、その後1年間検証して、5年間やって、また1年間を検証して、常にそういったことは考えてやっております。ですから、10年前や20年前に決めたことを、そのままずっと一心不乱にやっていますよということはありませんので、その辺りは御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ありがとうございます。

2つ目でございますけれども、役場、学校、保育園のマスク着用の目的についての質問でございます。

この間、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク着用につきまして、厚労省は令和5年3月13日以降、マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となり学校教育活動におきましては、マスクを外すのが基本とする通知がございました。子供につきましては、感染拡大期でも、すこやかな発育・発達の妨げとならないように配慮することが重要であると厚労省のサイトでも明記されております。

マスクのデメリットといたしまして、マスク内の二酸化炭素濃度上昇・酸素不足による脳への影響、表情が見えないことによるコミュニケーションの発達、言語習得能力に影響、マスクの化学物資を吸うことによる健康被害等も指摘されているところでございます。

政府から通知があり、都会では電車の中でも半数以上がマスクを外した生活に戻ろうと見受けられる中ですね、役場職員の皆様、学校の教諭の皆様、保育園の保育士の皆様におかれまして、常時マスクを着用している状況が見受けられますが、現時点で感染予防が目的でございましたら、この先ずっとマスクを外せないことになってしまうのではないかと、どういう条件が整うとマスクを外せるのかと心配される方もいらっしゃると思います。このような心配に対して町民、保護者父母の皆様にも論理的な説明が必要ではないかと考えております。

特に、子供たちなんですけど、子供の脳の発達というのは、例えば京都大学ですね有名な明和政子教授等がですね、他者の多様な表情を経験しながら、他人の心の状態を理解したり共感したり、人特有のですね社会性を身に付けていく、きわめて重要な時期がですね、この7歳、8歳、10歳ぐらいをピークに成熟に達してしまうと、この時期の経験こそですねその子供たちが生涯に持つことになる特性の土台。口元を見て、そしてその動きをまねてですね、この人はうれしいんだ嫌なんだと感じていくと、自分が笑ったときに先生が笑い返してくれている、これでいいんだというふうにして、これがマスクをしていますと、そういったことが分からない。親以外にですね保育園の先生が社会性とか多種多様な人々になるわけですから、その表情や振る舞いに触れる機会をですね、3年間も私たちは子供たちの将来を考えずにですね、やってきたところかと考えております。何ごとにもメリットと、デメリットがございますので、そういった対応が必要で考えますので3点お聞きしたいと思います。

1つは役場の皆様の接客窓口の方がほぼマスクを着用している状況と見受けられますが、職場

ルールが指示されているのか教えていただきたいと思います。もしありましたら、いつどのような条件で解除されるのか教えていただきたいと思います。

これは総務課、課長にお願いいたします。

2点目は学校によって先生方、生徒のマスク着用にはばらつきがあるのではないかと見受けられますが、先生方にマスク着用についてどのように御指導されているのか、また各先生は、生徒にどのようにして指導されているのか現状を教育長にお聞きしたいと思います。

3点目は保育園の保育士の方が、私も行ったときに常時マスクをしているようにしておられました。保育士の方のマスク着用は職場のルールなのか、またいつどのような条件で解除されるのかをお聞きしたいということと、お願いですけれども、小さな子供たちに接する保育士の先生の皆様には、いま5類になった状況です、以前と同じように基本はマスクを外して、接していただけるように検討をお願いできませんでしょうかというのが質問でございます。

よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 私からは、学校における教職員のマスクの着用について、どのように指導しているか、また児童生徒にはどのように指導しているかとの御質問についてお答えします。

本町の小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで、文部科学省の通知により、衛生管理マニュアルや学校保健安全法などにに基づき行ってまいりました。

令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方について、文部科学省からは、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすると通知されています。このことを受け、本町の小中学校でも、児童生徒及び教職員には、マスクの着用を求めないことを基本としています。

しかし、健康面での不安や、家族、周囲への配慮などさまざまな事情により、感染対策としてマスクの着用を希望する者もいることから、マスクの着用についてはあくまでも児童生徒本人と保護者、教職員本人の判断としております。

したがって、学校では、教職員が児童生徒に対し、着脱のどちらも強いることのないようにしております。また、マスク着用の有無による差別や偏見等がないよう、適切な指導も行ってまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 私からは、役場職員のマスク着用についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する2類相当から、5類感染症に位置づけられました。

これに伴い、本町の職員に対しても、国や石川県の指針に基づき、同日からマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを周知しております。

しかしながら、不特定多数の来庁者が多い窓口や高齢者が多く訪れる窓口など感染リスクの高い方々と接する機会が多い部署においては、来庁者の感染及び職員が感染することによる業務を継続するに当たっての影響などを考慮し、個人または各部署においてマスク着用を判断しており

ます。

今後は、気温が上昇する季節になることから、マスク着用のリスクも含めて、職員の熱中症対策の周知を図るとともに職員の健康管理に努めてまいりたいと思っております。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中子育て支援課長。

〔田中健一子育て支援課長 登壇〕

○田中健一子育て支援課長 私からは、保育園のマスクの着用についての御質問にお答えします。

総務課と同様に新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられたことに伴い、保育士においてもマスクの着用については、個人の判断に委ねることとしております。

また、小さな子供たちに接する保育士の方には、以前と同じように基本はマスクを外して、接していただけるよう検討してほしいとの質問ですが、健康面での不安や、家族、周囲への配慮などさまざまな事情により、感染症対策としてマスクの着用を希望する者もいることからマスクの着用につきましてはあくまでも個人の判断としており、着脱のどちらかを強いることはしておりません。

現状では、屋外の活動で外すことがあると聞いておりますが、コロナ禍の保育現場において、ウイルスの驚異的な感染力を目の当たりにしていた保育士がマスクを外すことに対して、抵抗があるのかもしれない。

今後、夏に向かいマスク着用による熱中症リスクなどの周知とともに、保育士の健康管理に配慮していきたいと思っております。

答弁を終わります。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 御答弁、ありがとうございました。

この件、質問はありませんで、皆さんそれぞれ個人の判断、私もそのとおりだと思いますし、ただ1点だけ、子供は自分でなかなか判断できなくて、大人のまねをするしかない子供たちなので、そのデメリットも含めて個人個人がいろいろ対応していただけるとありがたいなと思っております。ありがとうございました。

3点目……、

○八十嶋孝司議長 中島議員、3点目は午後からいたしますので、この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午後11時54分

〔再開〕 午後1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4番 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 引き続き、3番目の質問をさせていただきます。

3番目は、学童クラブの利用者の過密解消、支援員の待遇改善、保護者負担の軽減、設備の整備、最後に学童クラブ課の新設についてでございます。

私がこの質問をここに持ってきましたのは、子供たちの教育、大人もそうなんです、教育が一番大事であるはずとこの間思ってきておまして、それで学童クラブの見学にちょっと行っ

たときにですね、非常に子供たちが、のびのびといましてその姿に感動したんですね。直感なんですけれどもとてもすばらしいと思いました。

学校が今、なかなか管理が、これは学校の先生のせいじゃなくて、やはりシステムが非常に管理が厳しくなっておって、その枠にはまらない子供たちが心の病とか、ひきこもりとか、不登校とかいろいろ苦しんでいる状況を何とかしたいということでこの学童クラブがですね、非常にこの子供の人権、主体性、嫌なことを強制されない子供たち、そしてこの放課後の遊びと生活の中でですね本当にのびのび、これは高学年から低学年まで一緒に高い理想と理念を目指してやっているのをびっくりしまして、ここはもうちょっと学校よりも長い時間を子供たちが過ごすこのすばらしい場をフォローすべきではないかと思ひまして、そこでこの質問をもってきました。

1番ですね、津幡地区、太白台地区、条南地区、中条地区、英田地区、井上地区の学童クラブは過密の状態にごさひまして、津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条には、1つの支援単位の児童数はおおむね40人以下とありますが、実際は59人、71人、89人など大幅に超えたまま保護者の方が要望されても改善されていない状況にごさひます。この条例第3条、4条には最低基準を常に向上させるとの文言が4カ所ありまして、この事業を並々ならぬ思いで学童、保護者を支援しようとした、そういう決意ですね、津幡町と、職員の皆様のととも頑張つて来られたこの歴史があらわれていると思ひ感謝を申し上げたいと思ひます。

さらにですね、子供たちのために何とかしていただきたく1番目の質問です。

入学生が伸びずですね、学童の利用人数が逆にふえてきているということが想定外とお聞きしまして、プレハブを継ぎ足し継ぎ足ししてもいっぱいになっている。一番新しい、つばたっ子スマイルが4年で早、過密となっていることから、今後は中期長期の計画を入念に立てて臨むべきと思ひました。この6地区の過密状況を解消すべくですね、分割、増築、移転、新築あるいは、空き家の活用等も話があったようなんですが、今後の予定についてですね、概要だけでも構いませんからお考えをお聞きしたいというのが1点目でごさひます。

2点目は、学童クラブ支援員の待遇の改善についてですが、この支援員の歴史というのは浅いんですがこの児童の健全な発達と保護者の学びにも大きく、この関わってくる重要な職種でごさひまして教育は人が全てでごさひます。幸いにも津幡町の支援員は故洲崎議員ですね、私は残念ながら御面識をいただけませんでした。洲崎議員とともにですねこの学童創設の時から一生懸命、一緒にこの理念を勉強して研鑽してきた結果ですね、津幡町の学童は石川県内で、多分、ほかの自治体よりも負けない品質になっていると感じております。この貴重な人材を生かして安定的な人員体制の確保、今後の人材育成も踏まえた待遇に改善すべきと考えます。

現状は、指導員一人の金額、設置額がですね年間115万円、ちょっと安く非常勤を前提とした金額としてもかなり低く、10年くらいは上がっていないようですと、今後の津幡町の子育て支援に係る重要性にかんがみて金額のアップを検討していただきたく見解を伺いますというのが2点目でごさひます。

3点目はですね、学童クラブの保護者の負担軽減についてでごさひます。

津幡町の学童クラブは公設民営で保護者が運営しております。時には1,000万円を超える会計の事務、支援員の面接から採用、日々の連絡・報告、保護者会会議やイベントの開催等、保護者が行っております。ベテランの支援員や保護者がうまく運営しているところもあれば、引継ぎ等がうまくいかずいきなり新人ばかりの保護者での運営を強いられ、負担が重くのしかかり、利用

をやめたとか何とかしてほしいという声が数年前からあるようです。

津幡町に引っ越してきたら大変な目に遭ったとか、かほく市は行政運営なので負担もないし、金額も6,000円、津幡町は役員をしないといけないし、金額も1万円もするという声も実際にお聞きいたしました。

また、自分のですね子供世代が結婚してかほく市にうちを建てるという例が数例ありまして、これはですね、こういう保護者負担の軽減についてですね、今は町の連絡協議会の方々が支援に入っておられるようですが、なかなかフォローしきれずですね、行政がもっと親身に支援するべき事態ではないかと考えております。

例えば、会計事務、面接と採用は町で行うなど保護者運営のよいところは残しつつ、保護者負担を軽くする方向で、何か検討をお願いできないでしょうかというのが3点目でございます。

なお、この3番目の質問につきましては、道下議員が令和1年9月と令和2年12月に大変すばらしい質問をされておられて、この中でもですね、時代の変化とともに学童保育のニーズが、そして運営に対してより柔軟な対応が望まれる時代となってきたおると、そういう中であってこの運営の内容が時代に追いつく必要があるのではないかと、また子育て環境、より子育てしやすい環境に充実させることが行政に求められているのではないかと、それは時代の要請ではないかと大変すばらしい質問をされておりました。

そして4番目ですね、学童クラブの設備整備について5点、これはここで質問すべき細かいことかどうかわからなかったもので、ただ私も現場全て回らせていただいてですね聞いた声なので、簡単に質問させていただきます。

4番目の1としまして、条南地区の3カ所の学童クラブで昨夏からブレーカーの容量が足りず、暑い時期にエアコンが使えない、この夏までにこの3カ所のエアコンが問題なく稼働できるよう対応中というふうにお聞きしておりますが時期はいつなのか教えていただきたいということです。

4の2として、太白台のもりもりクラブのホールのエアコンは冷房のみで、冬はですね大型のストーブ型のヒーターを使っております。消防のほうからも安全面を指摘されたのでこの冷房だけのエアコンを冬までに対応は可能なのか教えてくださいということです。

4の3としまして、またこの太白台のもりもりクラブは熊が昨年出まして学童クラブ横のがけ山林が手入れされずに境界が近くなってきてですね、猪とか狸がよく見かけるといふ不安がございます。がけの山林の手入れについても子供たちの危険に関わるため、保護者だけではなく行政の支援もしてほしいということですがいかがでしょうかということです。

4番の4としまして、萩野台のはぎっこクラブ。公民館のトイレを共用しているため重い防火扉をですねたびたび開けるところ、小さな足の指が引っ掛かりそうになって大事故つながりそうになったためですね、開けっ放しにしているところ、冬は逆に公民館からの廊下からの風がとても寒く、これは私、長年ちょっと介護の仕事をしてバリアフリーの工事もおったので、アウトセットの外付けの引き戸を付ければすぐにできるんじゃないかなと思ったんですが、こういった現場を見て何がしか対応をですね、検討をお願いしたいということです。

4の5としまして、笠野地区のきらりんクラブですね、ここも公民館との狭い共有スペースのため、学童を利用していない子供たちが邪魔をしに来て非常にストレスになっているということで、なかなか保護者だけでは解決できない状態になっているというので、また支援課の方にですね、ちょっと親身になって一緒に考えていただける対応をお願いしたいということです。



最後にですね、5番目の質問の学童クラブ課の新設なんですが、課の新設じゃなくても学童プロジェクトチームといったものの設置についての質問でございます。

以上のとおり、学童クラブには多くの課題がございまして、短期的対処だけではなく、中長期的な視点で解決していく問題もあると認識しております。

子育て支援課の職員、大変頑張っているという声も聞こえますし、私もともにですね子供たちのためにやっていただける優秀な職員の方ばかりで一緒にお役立ちになりたいと思っております。ただ、こういう担当職員の御負担の軽減とですね学童クラブは非常に重大な機能であるということから課を切り離してですね、新たに新しい学童クラブ課を新設するか、今のこの現場のベテランの支援員とか保護者の代表者を交えたこの学童クラブプロジェクトチームなどを設置するようなことをして、課題を一つずつでも解決していったらどうかということで、以上、たくさん質問ですがよろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中子育て支援課長。

〔田中健一子育て支援課長 登壇〕

○田中健一子育て支援課長 学童クラブの利用者の過密解消、支援員の処遇改善、保護者負担の軽減、設備の整備、学童クラブ課の新設についての御質問にお答えいたします。

まず、過密解消についてですが、過密とは国の示す40人を超えているかどうかではなく、児童1人当たりの面積で考えるべきだと思います。町内全てのクラブでは、国の基準とする専用区画、児童1人につきおおむね1.65平方メートルを満たしております。本町の放課後児童クラブのうち、半数は、国の基準を上回る面積で定員を定めており、そのうち、御指摘のつばたっ子スマイルでは、町の基準において専用区画、児童1人につきおおむね1.98平方メートルとより広い基準を持って建設していることから、突発的な児童の増加にも対応できていることを御理解ください。

また、定員の大きな施設は、その分大きな部屋があり、放課後児童クラブの特徴の一つでもある異学年交流の場が得られるメリットがあります。

なお、クラブの新設、分割を行う場合は、土地や建物といったハードの面のほかに、新たな人材が必要となるソフト面の問題も発生してきます。

これまで述べた点を踏まえ、今後の児童数の推移を見ながら総合的に判断してまいりたいと思います。

次に、支援員の待遇改善についてです。国の放課後児童クラブにおける運営費の考え方は、公費2分の1、保護者2分の1です。つまり、115万円で1人を雇うことを想定しているわけではなく、支援員1人当たりの人件費は年間230万円と想定していることとなります。

本町では、そのほかに、放課後児童支援員等処遇改善事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施しており、令和3年度からは、月額9,000円相当、年額で10万8,000円の賃金改善となる処遇改善事業も実施しております。支援員の処遇改善という意味では、議員のおっしゃるように10年は上がっていないということではなく、待遇改善は進んでいると考えております。

次に、保護者の負担軽減についてです。本町の放課後児童クラブの保育料は、高学年が安く設定されていたり、兄弟割やひとり親割等を設定しているクラブもあり、平均で見ると、近隣市町の保育料と大きな乖離は見られません。また、先ほど申し上げましたように、運営費は公費半分、保護者負担半分が基本的な考え方ですが、町内放課後児童クラブの令和5年度の予算額に占める町委託金の割合は、全体で6割程度であり、保護者負担4割は過大でないと考えております。

また、会計事務などの運営にかかわる業務につきましては、個々に詳細な事務の説明をしておりますし、その事務等を行う職員を雇用した場合に、その人件費を補助する放課後児童クラブ育成支援体制強化事業も実施しております。

次に、設備整備についてでございます。設備整備に関しましては、町内のクラブから何かしらの要望を受けており、状況や緊急度などを鑑み順次処置を行っている状況です。個別具体的な事案につきましては、この場では割愛させていただきたいと思いますが、緊急を要する条南地区放課後児童クラブのエアコン問題につきましては、以前から改善に取り組んでおり、電力容量の調査結果などにより、整備方針が定まったことから、今月中には問題なく稼働できるよう、手配済みであることを報告させていただきます。

最後に、学童クラブ課、学童プロジェクトチームの新設についてですが、この件につきましては組織・人事に関わる案件でございますので、私からはお答えできかねますことを、御理解ください。

なお、私は新任課長として4月から5月にかけて所管施設である全クラブを回り、意見交換をいたしております。議員が今回質問に挙げられた件につきましては、全て把握しておりますので、適切に対応してまいります。

以上で、答弁を終わります。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 答弁、お忙しい中ありがとうございます。

再質問ではございません。また、今後ですね私は基準を超えて津幡町のこの子供たち、子育て支援をこの放課後クラブもちょっとPRして、放課後クラブが素晴らしいから津幡町に住みたいというくらいの、持ち出して持ち出して、町から持ち出して子供たちの学童クラブをお願いすることをまた次回勉強させていただいて、質問させていただきたいと思います。

きょうは長々とどうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

次に、9番 西村 稔議員。

〔9番 西村 稔議員 登壇〕

○9番 西村 稔議員 9番、西村 稔です。

今回は3問質問をさせていただきますが、いずれも町民の切実な声を代弁するものでありますので、ぜひ実現していただくようお願いをいたしまして質問させていただきます。

それでは1問目、各班にごみステーションがありますが、ネットをかぶせている所や、老朽化して穴があいたごみ箱や、ふたが重くたくてお年寄りの方がふたを開けるのが困難なごみ箱が多々あります。

カラスや猫がごみを散乱させ、地域の方が大変に困っている現状もあります。取りかえをするため、区の会計や班の人々の家計を圧迫しております。山間部ではひとり暮らしの高齢者が多く、年金暮らしをしている方がほとんどです。そのため家計を圧迫し負担が厳しいものがあります。そこで買いかえ、または新設する場合、町で助成できないものでしょうか。

金沢市ではそのような場合には最高15万円まで購入費の4分の3を負担しているとのこと。

内灘町は各戸を個別に収集しているため、ごみ箱は設置が不要なので助成金の必要がないとのこと。

津幡町で助成ができないのなら、個別収集に切りかえたほうがよいのではないのでしょうか。かほく市は3町合併したため、地域ごとに決まりがあるそうです。各区の強い要望がありますので、ぜひ助成していただきたく思います。

答弁では、よく近隣の市町を調査して対処すると言われますが、金沢市並みの助成をするよう求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員のごみボックス購入に助成金をとの御質問にお答えいたします。

本町では、現在、1,184カ所のごみ集積所が設置されております。集積所の形態といたしましては、収納庫を設置し、その中にごみ袋を出している集積所と、集めたごみ袋にごみネットをかけ、カラス等の被害対策をし、回収をしている集積所があります。

現在、ごみネットだけで対応している集積所には、収納庫の設置が困難な場所も多くありますので、収納庫の設置や更新につきましては、受益者負担、平等性の観点から、利用する地区の負担によることが妥当と考えており、すでに実施している地区もあることから、助成金制度の新設の予定はございません。

また、カラスや猫がごみを散乱させていることについては、地元区から被害対策の要望があった際に、ごみネットを現物支給いたしております。収納庫やごみネットの上に、さらにごみネットを重ねることで、さらなる被害防止につながります。御要望の方がおいでるようでしたら、生活環境課までお問い合わせいただければと思います。

最後に、助成できない場合、戸別収集に切りかえできないかについてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないとされております。

戸別収集は、集積所でまとめて収集する方法よりも、運搬距離や従事する人数がふえることから、市街地から中山間地までを広く行政区域とする本町におきましては、そうではない自治体よりも、収集するまでの時間が増大することから、悪臭などの発生により、周辺の皆さんに、長く不快な思いをさせてしまう懸念があることはもちろん、委託費用もより増加する傾向にあります。

愛知県春日井市が、一部地域で行った実証実験によりますと、戸別収集は、集積所での収集と比べて、作業時間に最大約6倍、走行距離は約5倍になったという結果がでております。

本町では、これらの状況を改善し、ごみ収集の適正化や効率化を図るため、平成18年度から、町民の皆様の御協力のもと、集積所でまとめて収集する方法で行っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 再質問をさせていただきます。

今の御答弁の中で、過去にしていないから新しいことを始めると不公平が生じると、これはそういうことばかりだと思うので、ごみ箱だけ過去に区民がお金を出し合って買って、現在買って設置しているわけなんで、過疎集落なんかで年寄りばかりおって、それを班で購入して設置しなさいよという時代の変化もありますので、ぜひその辺、町民の強い要望なもんで、助成、わずかでもいいですから検討する余地が全くないのかどうか、もう一度お答えください。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の再質問にお答えをいたします。

町民の皆さん方からどの程度の御要望があるかというのは、担当の課のほうで私も聞いてみないとわかりませんから何とも言えないんですけども、ただ、平成18年からステーション方式というものをやっているということで、そのころからずっと、すでにもうほとんどのところで収納庫を設置して置いていただいております。ましてや、いま新しく宅地開発されているようなところには、その業者の方々にお願いをして、そういう場所もつくっていただいているということでもございます。もし御要望の方が多いというようなことであれば、どういう方法があるのか私もちょっとわかりませんが、議員の言われるようなことについて、担当課とも相談してみたいというふうに思います。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 少し譲歩していただきまして、ありがとうございます。

そんなたくさんあるわけなしに、本当に山間部でお年寄りばかりでお金もないというふうな、傷んだ、特にそういったものに対して助成をしていただきたいなど、こういうふうに思いますので、また再検討お願いします。

続きまして、第2問目を質問させていただきます。

上下水道の基本料金の免除ができないかについて質問をいたします。

コロナ対策で国が1,000兆円の予算配分をしました。当町においてもコロナが3年前から蔓延したため、プレミアム商品券を発売して町民から高く好評を得ています。石川県においてはGo to Eat券を発売いたしました。飲食店からは非常に助かりましたという意見が多くあります。しかしながらまだまだ傷が深く、お店を存続するには経営がままならないということです。

最近になって倒産件数もふえています。津幡町では個人経営店が大多数を占めております。町長さんのお言葉には健康づくりのためにアザレアを開業させたと言われます。温水プールを利用することだけが健康づくりではないことも事実であります。また整備中の公園に関しては、県がやらないから県ができないことを津幡町が行うため公園をつくとおっしゃっておられます。

飲食店、お寿司屋さん、カラオケ、スナック、軽食喫茶店は歌を歌ったり、お話をしたりしてコミュニケーションや健康推進、安否確認もでき、なくてはならない店舗であることは間違いありません。

公務員や会社員、使用人には、労働基準法が適用され守られていますが、私のように個人経営者にとっては休日もなければ1日中働かなければ経営が成り立っていかないのであります。

働いて知恵を出して努力しても、なかなか経営が困難であります。

お店は町民が来店して楽しんで、帰っていく施設であります。特に当町には大企業も少なく、ほとんどが小規模企業で、成り立っている町であることを深く認識して、町民を守る責任とにぎわいの創出をしなければならない義務があると思います。

そこで、せめても飲食店等の上下水の基本料金の免除に取り組むことができないかを求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 飲食店に対して上下水道料金の基本料金の免除についての御質問にお答えいたします。

令和2年より、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、さまざまな業界において経営に対する影響があり、本町といたしましても、これまで飲食店のみならず全ての事業者の経営の安定を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用し、さまざまな施策を行ってまいりました。

飲食店関係を対象にした施策といたしましては、令和2年度から4年度までに、新型コロナウイルス感染拡大の影響による売り上げ減少に伴う支援金や、県からの営業時間短縮要請に協力した飲食店を対象に、協力金などの支援を手厚く実施してまいりました。

また、令和2年度には、つばた元気応援商品券の交付を行い、その後、第4弾までつばた元気応援プレミアム商品券発売事業を行い、町民への経済支援に加え、商品券が利用された町内取り扱い加盟店からは喜びの声を多数頂戴しており、一定の成果を挙げたものと考えております。

さらに、上水道料金につきましても、事業者のみならず、町民の方への経済活動を支援するため、上水道及び簡易水道の全使用者を対象に、令和2年度では4カ月分、令和4年度では2カ月分の基本料金全額の減免措置を実施してきたところでございます。

さて、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が、2類相当から5類に引き下げられてから、団体客の御利用が大変ふえたという飲食店の喜びの声もお聞きいたします。

西村議員の御提案である、飲食店に限定して上下水道の基本料金の減免措置を行うことは、ほかの上下水道使用者との負担の公平性の観点から困難であると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の行く末や、近年の物価高騰などによる事業経営の不安定化に懸念を抱いているところでございます。

今後も、町の地域経済を支える事業者の生活を守り、町民の生活を支援し、国や県の支援策の動向を踏まえ、コロナ感染拡大防止や経済支援等の観点から、効果のある事業を継続して検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、今ほど西村議員の質問の中に、整備中の公園に関して、県がやらないから県ができないことを津幡町が公園をつくるということを私が言ったというふうに言われたんですけども、ちょっと勘違いされては困るんですが、森本地区にある石川県の農業公園予定地域、農業公園ではないですけども、そこを県に対してあそこをどうするんですかと、前の知事に対してお話を聞きましたところが、いや、あそこではそういうものをやりませんよという話だったから、では、津幡でそういったものをやらせていただくということでスタートさせたということで御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ありがとうございます。

今ほど町長さんが、県ができないことを、やらないことだから、それは、町長さんが丁寧に説明されましたが、そのとおりで、今後も理解していきたいと思っております。この、上下水道料金の免除に関しては、さすがに飲食店の人等は、我々だけするのは不公平があるんじゃないかと、Go To Eatはお客さんも得したし、店も得したし双方が得したからということで、これに代わるよりよいものを、また検討していただきたいということですから、また町民負担がかからないように、また検討していただきたいと思っております。

それでは、第3問目の質問をさせていただきます。

南中条12号線道路を直線で農免道路と結べないかについて質問いたします。

私は、平成30年の6月議会的一般質問で現星稜大学スポーツキャンパス造成地一帯の土地利用の計画を示していただきたいと質問いたしました。

その時の答弁では計画はないとのことでした。令和3年に入って星稜大学スポーツキャンパスの誘致の話が実を結んで現在造成中であります。完成したあかつきには大学本体も誘致するよう計画的に土地の有効利用を計っていただきたく思います。大学を誘致することこそ、町長さんのお言葉には町には名所がないので、もみじ公園をつくって、子・孫・ひ孫までに夢を与えとおっしゃっておりますが、助成金を出してでも大学を誘致すれば内灘町やかほく市のように定住促進と活気あふれる町になると思えます。

令和4年度末には南中条西交差点の改良を行われましたが、そこで南中学校と造成中のキャンパスの間の道路の延長が大事かと思えます。上下水道センターをつくる時にも、そのような話が出たという地元民もおいでます。

新しい道路をつくることによって、その沿線にはコンビニやアパートもでき、にぎわいの創設につながると思います。道路延長をぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいのですが、農地法や地権者等の難儀な問題も多々あるかと思えますが、将来の津幡町のよりよい発展のため、町長さんに決断をしていただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

お答えをお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 南中条12号線の延長についての御質問にお答えいたします。

議員の御質問にあります農免道路は、町道太田領家線と認識してお答えします。

現在、町道南中条12号線につきましては、津幡南中学校生徒を中心とした通学路の安全確保を図ること、また整備中の金沢星稜大学新キャンパスに伴う教育機能拠点の交通の利便性向上を図ることを目的に道路整備を進めております。

この道路整備では、国道8号津幡バイパス側道の南中条西交差点から、金沢星稜大学の開発区域までの延長約400メートルの区間の歩道整備や交差点改良を主としております。

町道南中条12号線は、当初は農道として整備されており、線形につきましては、地元関係者の協議に基づいて決定されたものと認識しております。その後、交通量の変化に伴い、耕作者以外の道路利用者が増加したことから、地元から請願を受けて、平成17年度に町道に認定されております。

令和3年3月に改訂した津幡町都市計画マスタープランの土地利用方針では、造成中の金沢星稜大学新キャンパスを含めた国道8号沿線周辺を複合型新市街地形成地区としてにぎわいの創出する地域とし、国道8号から西側約600メートル付近から河北潟までの区域については、農業環境保全地区として位置づけております。

また、この周辺一帯は農業振興地域内の農用地区域に指定されており、その除外には一定の時間と手続きが必要であり、道路等公共施設計画を含めた具体的な土地利用計画が必須となります。よって、現時点では、町道南中条12号線を町道太田領家線まで直線で延長することは難しい状況と考えております。

また、単に町道整備を行うだけでは、いたずらに乱開発を招くことになってしまいます。

今後、金沢星稜大学新キャンパス整備等により市街地が形成されていく中で、近接する区域に新たな土地利用方針が計画される際には、具体的な道路計画についてもお示ししていくこととなりますので、御理解をお願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 答弁、ありがとうございます。

個別に認定すると乱開発につながると、おっしゃるとおりなんで、この地域の有効な土地利用ということで長い目をもって町長の力を発揮していただきたいなと思いますので、よろしく願いします。

以上で質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、6番 小町 実議員。

〔6番 小町 実議員 登壇〕

○6番 小町 実議員 議席番号6番、小町 実です。

まず、初めに高齢者福祉施設ウエルピア倉見の活性化について質問いたします。

新型コロナウイルスの発生から3年余りが経ちました。御承知のとおり、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げられました。引き続き3つの密の回避や効果的な場面でのマスク着用推奨などの基本的な対策の必要性を配慮しながらも、経済的・社会的合理性や持続可能性の観点と十分配慮してほしいと思います。

そのような中で、イベントや外食となどと少しずつ外出する機会ふえてきました。またその中でも、温泉や銭湯など入浴も楽しみかと思えます。

銭湯には家庭風呂にはない効果と楽しみがあります。広くて湯量も豊富な銭湯の浴槽にゆっくりつかれば、仕事や勉強などの日ごろの疲れが癒やされ、心も体もリラックスできると言われています。今ごろの季節には菖蒲湯なども実施しており、銭湯は昔から地域の社交場として肩書きや立場を超えた裸の付き合いも銭湯の楽しみの一つとなっています。

以前、津幡町には各地区に銭湯や共同浴場など数多くあったと記憶しております。しかし近年では数えるほどに減少しました。その中でも、昔から倉見温泉と呼ばれているウエルピア倉見は町営のすばらしい天然温泉施設であると思っております。高齢者福祉施設内にある温泉ですが一般の方も利用することができ、塩化物・炭酸水素塩水を含む温泉は、茶褐色で入ると肌がつやつやする感じでとても温まり、神経痛、冷え症、切り傷など、関節の痛みなどに効果があるそうです。とてもすがすがしい気分でお風呂を使うことができますし、温泉を楽しんだ後には、大広間や広いロビーで、ゆっくり休憩ができます。

最近、ファミリー層の定住促進策がささやかれておりますが、この施設を若いファミリー層の方にも広く利用していただきシニア層とのコミュニケーションづくりに役立てていただければと考えます。おじいちゃんやおばあちゃんがお孫さんと一緒に楽しく入浴すれば明日への活力にもなると思います。そんなためにも新しく家を建てた方や、新生児・入学のお祝いなどに入浴券を配付すればどうでしょうか、また65歳以上の町内3施設の無料利用券の申請や使用実績が気になり

ます。

この施設は耐震基準に対応しておりますが、建築後、約30年が経過し老朽化も進んでいるようです。また、子供たちが喜ぶためにも清潔感あふれる多少のリニューアルや省エネルギー対策も必要かもしれません。もう一つ、浴場に使用できる乳幼児の椅子やベビーベットや小さなキッズルームがあるとアイテムがあるだけでも喜ばれると思います。大勢の町民の方が利用し健康でかつ地域の社交場として今後の活性策に期待しております。

最後になりますがこの外の公園にはトトロがいます。新しい津幡の隠れスポットになればなど思っております。矢田町長の御答弁をよろしく願いたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小町議員のウエルピア倉見の活性化をとの御質問にお答えいたします。

現在、ウエルピア倉見では、入浴での利用以外に、舞台でのイベントや野菜などを即売するゆげや市、書道教室、施設利用者による作品展示、認知症相談などを定例的に開催しております。また、館内には、囲碁、将棋コーナーや読書コーナー、2階には卓球台を配置しており、高齢者だけではなく、御家族連れで楽しんで利用していただける工夫をしておるところでございます。

施設の利用者数は、平成20年代後半は、年間平均で延べ約6万人となっております。新型コロナウイルス感染症の流行時期には、開館時間の短縮や休館の影響から、利用者が約4万人となりましたが、令和4年度には、約5万1,000人の方に御利用いただいております。

ファミリー層に関しましては、土曜日や日曜日に、お子様連れの御家族での利用もみられると聞いております。

また、町内3施設、ウエルピア倉見、サンライフ津幡、倶利伽羅塾の無料利用券につきましては、令和4年度の対象者は9,824人であります。申請された方と65歳になる月から利用できるお試し券を配布した方は2,587人であり、対象者全員の26.3%になります。3施設合わせた利用者数は、延べ1万6,248人であり、そのうちウエルピア倉見につきましては8,537人と、多くの方に施設を利用いただいております。

町といたしましては、ウエルピア倉見が、高齢者相互のコミュニケーションの場だけではなく、御家族のコミュニケーションの場として御利用していただけるよう、効果的な広報活動について、指定管理者である津幡町公共施設等管理公社とともに考えてまいりたいと思っております。

議員からお話がありました、屋外にあるトトロについてでございますが、植栽に飾りをつけて作製したもので、施設の職員のアイデアだということでございます。さまざまな取り組みを行い、ファミリー層にも施設を知っていただくことで、利用者の増加につながればと考えております。

なお、今後の中長期的なウエルピア倉見の活用については、新たな取り組みを加えながら高齢者福祉施設として維持するのか、あるいは全世代ファミリー向けの施設にリニューアルするかなど、施設の長寿命化とあわせて検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 ありがとうございます。

今後リニューアルも踏まえて高齢者福祉施設として発信していくのか、もう1つはファミリー



層、町民全体が皆で使えるような施設になっていくのかということで、今後論議していただきまして、高齢者の方も大切ですが、皆が交わってたくさんの方が利用してくれればなと思っております。

ちょっとここですみません、再質問をさせてください。

質問の中でファミリー層の定住策として、いま家を建てると20万円くらいのたしか券がいただけるような、新しい家を建てたりすると出ないんですか。いろんな券をくれたりとか思うんですけども、結婚したときとか子供さんが生まれたときに、無料券なんかを本当に配ればなと思うんですけど、そういうお答えがなかったようなので、その辺の御回答をひとつよろしく願います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小町議員の再質問にお答えいたします。

とりあえず現時点で言いますと、ウェルピア倉見はお年寄りの施設ということでもございますので、若い方向けのそういう入場券と言いますか、そういうものは今のところは全く考えてはおりません。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 ありがとうございます。

また、ウェルピア倉見が本当に皆さんにたくさんの方にお越しいただけるように外にもトトロもいますし、公園なんかもいろんなことができるように知恵を絞っていただければなと思います。本当にウェルピア倉見のスタッフの方、施設関係者も3年間大変やったと思うんですけども、またいろんな取り組みをされていることがすばらしいと思うんですけども、もっともっといろんな発信をしていただければ、たくさんの方が利用されて、潤うと言ったら変な言い方ですけども、きょうの疲れを癒やせるような場になっていただければなと思っております。

続きまして、2問目の質問に入ります。

防災無線と自主防災倉庫について質問いたします。

本年5月5日に発生した能登半島沖を震源とする地震では、珠洲市正院町で震度6強を観測し、家屋倒壊や土砂崩れがありました。金沢市、かほく市では震度4、津幡町でも震度3を観測しました。2年半前から続く一連の群発地震の中で最大級で、津幡町では安全とか能登から離れているかとの思いは捨てなければなりません。今後も大規模な余震への警戒が必要で数年間は続くとの見方もあり、長期化に備えた防災・減災対策も進めなければなりません。

こうした中で、今回、大変気になる非常用通信機材というものがあります。津幡町防災行政無線通信システム携帯型局といわれる携帯電話型の無線機です。役場施設や消防本部と連絡ができるというもので、数十年ぐらい前から使われている非常用通信システムです。自主防災クラブなどと連携を図りながら、通常は地区の集会所や区長さん宅で使用可能な状態にして保管されています。しかし、定期的な通信テストの利用も少なく、町防災訓練などで通信作動点検が大きな役割のようです。十数年前から見ると、携帯電話の通信機能がすばらしく向上しております。また、携帯通信会社の通信アイテムトラブルなどで機能を果たせないことを考えると逆に大事な機材かもしれません。その他の機材と併用するなど、さらなる今後の運用があるのかを教えてください。

たいです。

また、自主防災倉庫の備品・機材などが適切なものか、時代に合っているものなのか防災対策は万全なのか各団体などと地域住民が連携して常日ごろから再点検できるような御提案をいただきたいと思います。

総務課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 自主防災倉庫の点検についての御質問にお答えいたします。

初めに、防災行政無線についてですが、防災行政無線は、災害時において情報が伝わりにくい屋外にいる方に、いち早く情報を伝える手段として整備されており、災害時に大変重要な役割を果たす通信手段の一つです。

防災行政無線に係る機器の一つである携帯型無線装置は、職員等が屋外で使用するハンディータイプの無線装置であり、地区集会所に設置しております。また、防災総合訓練にあわせて、定期的に点検を実施することで、災害時においても確実に機能するよう確認をしております。

以前に比べますと、携帯電話の通信機能は向上しておりますが、大規模な通信障害が発生した場合は、通信が不可能な状態となることもありますので、災害時には防災行政無線の活用が一層期待されます。

さて、現在使用している防災行政無線は、平成25年の導入から約10年が経過し、見直しの時期が到来していることに加え、汎用性の低い機器の性質上、さらなる運用を期待できるものではありません。

今後の設備の更新につきましては、先進的な他自治体の例を参考に、財源も含めて総合的に検討を進め、災害時に防災行政無線の機能を最大限発揮し、町民に対し避難情報等の必要な情報を確実に届けられるよう取り組んでまいります。

次に、自主防災倉庫についてですが、現在装備されている資機材については、平成9年から平成12年にかけて、国から示された資機材の例を基に各クラブからの意見を取り入れて整備したものです。これらの資機材は整備から25年以上が経過し老朽化が進行しているため、近年複雑・多様化する自然災害等にも対応できる資機材への更新を進めているところでございます。

現在更新を進めている主な資機材といたしましては、令和3年度から令和7年度の5年間で、消火作業はもとより水害時の排水作業に対応した小型動力ポンプを計23基、令和4年度から令和6年度の3年間で訓練・災害時等の重要な情報通信伝達手段であるトランシーバーを計88基、それぞれ各地区で順次更新をしているところでございます。

資機材の点検につきましては、各自主防災クラブの年間計画に基づき定期的の実施し、資機材の維持管理に努めており、今後も各自主防災クラブなどの地域住民と連携し再点検が実施できるような体制の整備に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 無線機のほうのことなんですが、約10年過ぎて今後見直し、たった1台のことじゃなくっていろんなシステムのことを考えていくと、そんな簡単にやめたということも言えないでしょうし、まだまだ使える物ですし、今後の周りの状況を見ながら更新できるタイミングでしていただければなと思います。ただ、ちょっとせっかくあるんで、例えば月に一度とは

言わないですけども、何かのタイミングでたまに逆に基地局から発信されて、本当に使える状態になっているのか、そういうようなときに練習がてらいつ何時使えるタイミングがあるか、逆に携帯電話はきょう使いませんのでっていうことですかと思ったら、その使い方が誰もわからなかったっていうことも当然あるかもしれませんので定期的に少し練習的なこともやればいいのかなどは思います。

それとあと、携帯電話に関しましては、すごく最近よくなりましたので、そういう通信機がなくてもいいのかなと思うような状態ですけども、ある設備なので大事に使っていかくちやいけなかなと思っています。

以上です。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町 実議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東 克彦議員。

〔3番 東 克彦議員 登壇〕

○3番 東 克彦議員 議員番号3番、東 克彦です。よろしくお願いいいたします。

議員になって初めての一般質問は、夢のある町政の未来について矢田町長にお聞きしたいと思います。

町長は、午前中の答弁にもありましたとおり、30年後、50年後を見据えた子の世代、孫の世代のためのまちづくり、これと今を豊かに暮らすためのまちづくり二本柱を町政運営に掲げておられます。とは言うものの、現在津幡町内の内科、及び小児科の閉院が相次ぎ、ほかの個人開業医の先生方の高齢化もあり、子育て世代には非常に深刻な問題であります。特に、私の住んでおります中条地区では大きな大きな心配の種になっていると声が上がっております。そんな今だからこそ、ぜひとも未来の明るい展望が聞けるものを質問すべきだと考えております。現在、津幡町内では不妊治療の助成も実施しており、妊活から子育て支援、そういうものがあり、救われた方々もたくさんいることも存じ上げております。

私の長女が誕生する20年ほど前からですが、津幡町内では残念ながら産科がなく、町外で出産を余儀なくされている現状があります。このことが里帰り出産のほうもしづらい環境にあるのではないかというふうに考えております。当然、財政のことを考えたり、近くに市町そちらのほうには産科もあり、町内には産科は必要ないだろうというそういう声も聞いておりますが、近い将来私たちの住んでいる津幡町内に産科医の誘致は検討されているのでしょうか。

また、令和5年3月議会におきまして酒井議員の一般質問並びに答弁、そちらにも河北中央病院の移転について、病院建設検討委員会を今後立ち上げ、今後検討していくことを私どもは知ることができました。この河北中央病院内に産科を設置して産科医を招聘していく計画はあるのでしょうか。ぜひとも津幡町内に分娩扱施設の整備を心よりお願いしたいと考えております。できることならば、周産期医療資源の充実を図り、産後うつ病などの産後ケアや精神疾患を合併した妊産婦のことも考慮して、総合周産期母子医療センターをも整備していただければ、たくさん若い世代の家族を中心に津幡町に住みたい津幡町で産みたいと考えてくれる人がふえるのではないかと考えております。

安心して産んで、育てることができてこそ、真の子育ての充実であると考えております。

ゆりかごから墓場まで切れ目のない支援のある町、津幡町へと変わっていくことが可能なのかを矢田町長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 東議員の津幡町内における分娩施設の整備についての御質問にお答えいたします。

初めに、近い将来、津幡町内に産科医院の誘致は検討されているのかとの御質問にお答えいたします。

町民が安心して暮らせるよう医療体制を整えてまいりたいところではございますが、現在のところ、本町で産科の開設及び開院をしたいという問い合わせはございません。また、本町として誘致は今のところしておりません。

次に、河北中央病院に産科も設置して産科医を招聘していく計画があるかとの御質問にお答えいたします。

石川県において、令和2年3月に、石川県医師確保計画が策定され、その計画の中で産科医師の確保について記載されております。

この計画は、南加賀医療圏、石川中央医療圏、能登中部医療圏、能登北部医療圏の4つの医療圏ごとに、医師確保の方針、確保すべき目標医師数、目標の達成に向けた施策内容という一連の方策を定めるもので、河北中央病院は、石川中央医療圏に区分され、産科医師数及び産科数は県平均を上回るものとなっております。

そして、県が設置する赤ちゃん協議会で、令和4年12月22日にまとめられた中間報告で、令和5年度から取り組むべきこととして、産科医不足地域、特に能登北部の体制強化、及び地域の実情に応じた妊産婦にやさしい環境整備となっております。

これらを踏まえ、さらに全国での産科医不足を鑑みますと、現状のままでは、河北中央病院において、将来の新病院整備時に産科を設置し、産科医を招聘することは大変難しいことであると考えております。

次に、総合周産期母子医療センターを整備していただきたいとの御質問ですが、石川県医療計画の中に医療提供体制の整備について示されておりますが、正常分娩については、先ほども述べました医療圏内で対応し、リスクの高い分娩等は、医療圏の枠を超え、県全体で対応することとなっております。

具体的には、県立中央病院が総合周産期母子医療センターとなっております。さらに、金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、金沢医療センターが地域周産期母子医療センターとなっており、この4施設で高度な診療を要するリスクの高い分娩に対応しております。

このように、県全体で取り組んでおりますので、町単独で総合周産期母子医療センターを整備することは考えておりません。

本町では、医療機関と連携し産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階からの支援を強化しており、本年度、産後ケア事業や養育支援訪問事業において助産師訪問、及びヘルパー派遣を拡充し、取り組んでいるところでございます。

引き続き、県と協議を行いながら、町民が安心して産んで育てることができるよう、環境を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 町長、ありがとうございました。

ぜひともですね、県と協議をして今後はサテライトセンターだとか、もっともっと地域の方々が身近なところで妊産婦サポートしていけるような強化体制を図っていただくことを期待しております。

次にですね、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

私は、平成25年度より町内の学童保育の代表として津幡町地域福祉計画、地域福祉活動計画の推進委員を拝命いたしました。おかげさまで津幡町の地域福祉に関して学ぶことができただけでなく、多くの方と出会って町の課題に対してかんかんがくがく意見を出し合う、そんなすてきな経験をさせていただいたことを非常に感謝しております。今後は、議員活動を通じて津幡町の地域福祉をお支えしたいと考えております。

この津幡町では、地域包括支援センターと町社会福祉協議会とで協働して、認知症安心ネットワークを立ち上げました。そして地域の課題は認知症だけではないという、民生委員の声に基づき公民館区単位のくらし安心ネットワークへと組織化されてきました。この委員会は、第1層の町社会福祉協議会に対し、第2層として地域課題の共有そして施策化、それを図るだけでなく地域住民における個別問題の解決をも担っていこうとしています。この委員会の活動は現場ではさまざまな問題に直面しながらも、地区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの役割もすでに担っているところもあります。

ただ、この計画のさらなる先には、福祉の視点からの地域づくりだけでは残念ながら行き止まりにぶつかり、学校やPTAなどの教育、防災の観点からも総務とのより一層の連携が必須となっております。なおかつ、この委員会には住民自治組織としての権限や財源を自治体から移譲する地域内分権はまだ与えられておりません。

本年3月議会の森川議員の一般質問、並びに答弁によりますと、令和4年7月に総務・教育・福祉部門を横断した町内組織も、それも立ち上がったことが明らかとなり、これで津幡町の地域福祉がさらに一歩も二歩も先に進んでいけるのではないかと喜んでおります。

また、この計画のアドバイザーでもある同志社大学社会学部教授の永田祐先生は、当時、推進委員会の我々に、津幡町の事例は日本全国的にも先駆けているものですよ。今後は、これまでの取り組みを大事にしながら、行政や社協、専門職と住民が協働しながら地域福祉計画という名のパズルの完成図に向けて力を合わせていただきたいと思います、ありがたいお言葉もいただきました。

そこで改めてお聞きします。現在、各地区のくらし安心ネットワークで奮闘されている方々が今後も継続していただけるような力強いエールと地域でまだ眠っている地域資源でもある若い世代の方々にもこの計画に参画していただけるよう地域づくりの観点から現状と夢のある展望を羽塚健康福祉部長にお尋ねしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 津幡町地域福祉計画・活動計画の現状と展望についての御質問にお答えいたします。

津幡町地域福祉計画では、支え合い、誰もが個人として尊重され、その人らしく生き生きと、すこやかに安心して暮らせる津幡町の実現を基本理念に掲げ、町が定める地域福祉計画と、町社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画が地域福祉の両輪として機能できるよう策定しております。

す。

令和5年3月に完成した第3期の計画では、地域福祉活動計画と目標を一体化させ、町の施策がより地域活動と連動しやすくなるように、また施策自体を推進していくに当たり、町民、地域、町社会福祉協議会、行政それぞれの役割を明確化することで、よりわかりやすく身近な計画といたしました。

第1期から第2期における計画の効果を検証しますと、住民サービス向上のため、健康福祉部内に総合相談窓口を設置しました。町地域包括支援センターや子ども家庭総合支援室など、子育て世代から高齢者、障害のある方など属性を問わず一体的に相談を受ける体制につながってまいりました。

また、専門職によるネットワーク構築を進め、相談対応において、医療、司法、福祉などの各分野における支援体制を整備することができました。

町内の公民館を拠点とした、くらし安心ネットワークは、地区の人口規模や学校、事業所などの地域資源を初め、その活動内容や組織運営方法など、それぞれの地区が地域特性を生かし、築き上げています。そして、地域の活動は、画一的なものではなく、そこに住む住民が主体的に考え、若い世代から高齢者まで、あらゆる世代が、津幡町に住んでよかったと思えるような地域づくりが整備されることが求められています。

地域活動を継続させていくためには、新たな人材の確保が重要です。しかし、若い世代の活動への参加が少なく、次世代を担うボランティアの育成が課題となっております。

今後は、若い世代にもっと地域づくりに参加してもらえるように、参加しやすい活動の創出や子供のときからボランティア活動に触れる機会を提供できるよう、既存の団体などの活動を活発にしていきたいと思えます。そして、地域、関係機関、行政が連携を図りながら、地域活動を推進していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 ありがとうございます。

行政が縦割りだと、どうしても現場も縦割りになってしまうんじゃないかと思っています。今後は公民館のコミュニティー化、そういうものも足がかりに部局間同士の町内の連携だけでなく、他の機関との連携そういうものも、より深めていただいて、重なり、連動した取り組みそういうものを進めていただけることを期待しております。

最後に、この計画を進めていくためにも、私議員として支援を当然させていただくんですが、もっともこの計画の広告塔として地域の方々に広く知っていただく、そのような活動もしていきたいと誓って、きょうの決意表明みたいな形になりますが、私の本日の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東 克彦議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時35分から一般質問を再開いたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午後2時23分

〔再開〕 午後2時35分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾です。

私は、津幡町に生まれ、津幡町に育ち、津幡町で一番最初の学童保育であるあしのこクラブの1期生、そして条南小学校の第1卒業生、そして津幡南中学校第1期入学生と、農村から都市化する津幡町を見ながら育ってきました。そうやって皆様に育てていただいた御恩を返すべく、議員として夢のあるまちづくりを町民の皆様、そして役場の職員の皆様、そしてここに並ぶ議員の皆様にも習いながら頑張りたいと思いますので、新人議員らしく元気よく質問をしていきたいと思っております。

それでは質問に移らせていただきます。

救急隊員の労働環境向上に関してということで質問をさせていただきます。

日ごろより、消防職員の方々には、本町の安全安心を守っていただきこの場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

また、先日行われました石川消防技術訓練大会での職員の皆様方の勇姿には大変な感銘を受けました。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げが5月8日に行われ、季節性インフルエンザ相当の扱いとなり、アフターコロナへ向けた動きが活発化、本県各地で通常開催のイベントが予定され、金沢市では百万石まつりが開催させるなど国内観光客はもちろんのこと、インバウンドも多く訪れている光景を目にします。

これからの季節、夏休みもあり、さらに多くの観光客が訪れてコロナ前以上のにぎわいを取り戻すことを期待しております。

5類移行後、厚生労働省は、1医療機関当たりの感染者数を調べる定点把握に切りかえて、感染者数を観測しているわけですが、5類移行後に初めて行った1回目の発表である5月8日～14日までの集計では全国平均の1医療機関当たりの感染者数が2.63人だったのに対し、2回目の発表、15日～21日までの集計では3.55人と増加傾向にあります。

また、石川県は全国的に見ても感染者数が依然として多く、2回目の発表時は6.38人と全国で見れば沖縄に次ぐ全国第2位の数字となっております。

もちろん、ワクチン接種が広く行われたことや、症状の度合いがわからないので数字だけを平たく見てはいけませんが、まだまだ予断は許されない状況かと思っております。

昨年12月29日、東京都内で救急車が中央分離帯に衝突し横転する事故がありました。

コロナウイルスによる救急搬送の増大により、休みなく働いた結果の疲労に起因した事故でしたが、これを受けて、救急隊員などの労働環境改善の機運が全国的に広まり、埼玉県などは、救急隊がコンビニエンスストアなどで休憩することへの理解を求める発表を行い、インターネット上の反応などでは賛同の声が上がりました。

今後、当町でも夏季に向けて人々の移動が活発化する中で、さきのコロナ感染者数の動向から発熱による救急搬送や、熱中症などによる救急搬送がふえ、昨今の猛暑の中、救急隊の労働過重が大きくなる可能性も十分に考えられます。

そこで、当町でもこれを機に救急隊員の商店や自販機などの利用、商店や公園でのトイレ休憩に理解を求める取り組みを行ってはいかがでしょうか。実際に立ち寄る頻度は多くないのかもしれませんが、いざという時に使えるということは、体資本の隊員にとって大きな安心につながると思います。

消防長の見解をお聞かせ願いたく、答弁をよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 松本消防長。

〔松本聖史消防長 登壇〕

○松本聖史消防長 池野議員の救急隊員の労働環境向上に関してとの御質問にお答えいたします。

本町における救急需要は、年々増加しており、昨年1年間の救急出動件数は、前年比17.6%、189件増の1,264件で、過去最高となりました。また、本年5月31日現在の救急出動件数は、前年同時期に比べ25.8%、121件増の590件となっている現状です。

消防署では、救急車2台、活動救急救命士16名で救急業務を行っており、救急隊が病院から消防署へ帰ってくるまでの間、新たに出動指令がかかった件数は、令和元年から8件ございますが、1つの隊が3件連続で出動した事案は現在のところございません。救急車が2台とも出動中にさらに救急要請があった場合は、金沢市・かほく市・津幡町・内灘町による2市2町消防の連携協力により、災害地点に一番近いところにいる救急車が応援出動して対応する取り組みを令和3年7月から実施しています。

救急隊員の労務管理についてですが、夏の時期における、感染防止対策の徹底に伴うヒートストレス対策として、冷却ベストの着用や搬送先病院における自動販売機での水分補給、さらには救急隊の交互出動による業務負担軽減などの対応をとっております。また、トイレ休憩については、搬送先院内のトイレを借りるなどの対応をとっておりますが、金沢市内の病院へ搬送する場合は、出動時間が1時間を超えますので十分とは言えない状況です。

議員御指摘のとおり、救急隊員が水分補給目的での商店や自動販売機の利用、トイレ利用目的で商店や公園トイレを使用する場合など、地域住民への理解を求めることは必要であると考えております。いずれの場合にしましても、常に次の出動指令を受け、出動できる体制をとっておくことが重要であり、商店への入店時は感染防止衣や手袋などは着用しないなど、他の利用者への配慮もしなくてはなりません。

救急搬送先は、他市町の医療機関もありますので、これらについては、本町だけではなく隣接の市町にも関連してくることから、他の消防本部とも連携を図った上で、コンビニエンスストア事業者等に協力依頼ができないか検討してまいりたいと考えております。また理解を求めるための広報として先進自治体の例を参考に、広報つばたや町Facebook及び町youtubeチャンネルを用いて多角的な広報を実施していきたいと考えております。

今後、ますます増加する救急需要に対し、救急車の適正利用もあわせて広報を実施し、質の高い救急サービスを提供できるよう、救急隊員の技術向上はもとより適正な労務管理に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 御回答、ありがとうございました。



熱中症対策のほか、トイレ事情などについても御回答いただきました。そして、今後はまた広域でそういった理解を求めていく、またSNS等での発信をされていくということで大変安心をした次第でございます。

余談にはなりますが、私には小さな甥っ子がおりまして、よく消防署の前で皆さんの訓練を見学させていただいているそうです。そんな訓練を見た後は、頭にざるをかぶり、体にホースを巻きつけて家の中を走り回り、日夜、訓練をしているそうでございます。

続きましては、そんな津幡町の守るべき財産でもございます、子供についての質問をさせていただきたいと思っております。

病児保育施設の設置についてということで、質問させていただきます。

当町における病児保育施設の設置について、質問させていただきます。

病児保育の要望については、過去の議会で2件の質問がなされており、いずれの答弁も当町は内灘町の金沢医科大学病院で対応しており、病児、病後児保育の助成を行っているとの旨の回答があったかと思っておりますが、しかし、これはコロナ禍前のことでありまして、現在、津幡町は移住定住促進にさらに力を入れているところでもあります。

また、近年は政府もいわゆる骨太の方針に子ども庁創設などに代表される少子化対策や子供政策の抜本的強化を図っていくことを明記しております。

日本全体で子育て世代への支援が加速する中、再度確認と提案の意味を込めまして、病児保育施設の設置について質問させていただきます。

移住者等が居住地を選ぶ際には、移住先の候補地を自分たちの家族構成や生活スタイルに照らし合わせて、自治体の取り組みを比較しながら、自分たちにメリットの大きい自治体を選択していきます。特に、核家族化が当たり前となった現在、新婚世代や子育て世代は、勤務先から近い子育て支援の充実した自治体を選択していくことになります。特に当町は、Wikipediaなどによりますと4割の通勤者が金沢へ向かう、文字どおりベッドタウンとなっており、立地的には最高の町であることは周知のとおりであると思っております。

これから、移住、定住を促進し、さらに発展を遂げようとする当町において、この恵まれた立地に、子育て支援の強化を推進すれば、他の市町の追従を許さない魅力ある町に発展することと思っております。

その子育て支援の中でも、仕事を休みにくい日本の環境において病児保育は殊さらウエイトが大きいのではないのでしょうか。

もちろん、過去の答弁にもあったように、現在の施設における利用者数などを見れば、多くの予算を必要とする病児保育施設の設置は慎重にならざるを得ないとは思っております。しかし、移住者から見れば時間や距離は別として隣町まで行かなければならないというのはなかなかハードルが高いと思っております。子供が体調悪くなったら隣町まで連れて行かんなんかなと思ってしまっているのではないのでしょうか。

当町の子育て支援の目玉として、病児保育施設を検討してはいかがでしょうか。

また、さきの3月議会では公立河北中央病院の今後のあり方について、酒井議員が質問した際、新河北中央病院の新築移転について病院建設検討委員会（仮称）を設置して検討していくとの回答がございました。

この新河北中央病院が町民に愛され、若い世代からお年寄りが利用する身近な病院となるためにも、この新河北中央病院に病児保育施設を設置する検討を病院建設検討委員会で行ってはいかがでしょうか。

この質問について、町長の答弁をよろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 病児保育施設の設定についての御質問にお答えいたします。

病児保育事業とは、保護者の仕事等の都合により、病気のお子さんを通常の保育施設や自宅での保育をすることが困難な場合に、病児専用施設で一時的に保育するものでございます。

これは、保護者が安心して子育てができる環境の整備と、児童福祉の向上を図ることを目的としております。

このうち、児童の病気が回復期にあり、集団保育が困難な時期において保育所等で、一時的に保育を行う、病後児対応型につきましては、すでに町内の3保育施設で実施しております。これは、在園児以外も利用できます。

また、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合において、保育所等において緊急的な対応を図る、体調不良児対応型につきましても、6保育施設において実施しております。これにつきましては、在園児の利用となっております。

御質問でございます、児童が病気の回復期に至らない場合に病院等で一時的に保育を行う、病児対応型につきましては、本町には実施施設はございません。

現在、内灘町の金沢医科大学病院の病児保育室すまいるを、本町、内灘町及びかほく市の1市2町で、広域利用協定を締結しております。

平成27年度から、河北郡市在住、または河北郡市内に勤務する保護者に養育される、生後6カ月から小学3年生までの児童を対象として受け入れを行っております。

すまいるにつきましては、令和4年度では、本町から72人の利用がございました。

また、これ以外にも、石川県立中央病院の病児保育室を初めとして、金沢市を中心に、複数の病児対応型施設がございます。

なお、これらの施設の利用に当たり、所得が一定水準に満たない利用者に対しましては、利用料の助成を行い施設の利用を促しております。

近年は、保護者の就労形態の多様化や、祖父母等による支援の弱体化により、病気等の緊急時に児童を預かる受け皿がなければ、子育てが非常に困難であり、病児対応型の事業ニーズが高いことは承知しております。

そのことも踏まえ、令和2年度から令和6年度を実施期間とする、第2期津幡町子ども・子育て支援事業計画におきましても、病児対応型施設の町内整備を計画に位置づけております。

昨今、夫婦共働きの世帯が増加する中、子育てと就労の両立支援のさらなる推進に向けて、病児対応型施設の町内整備の検討を続けてまいります。

なお、病児保育施設は、主に、小児科外来のある医療機関や医療機関併設の病児専用施設、もしくは、緊急時に児童を受け入れてもらうことを前提に、医療機関と協力関係が構築されている保育施設等において設置されております。

河北中央病院におきましては、現在、小児科外来が設置されておらず、現時点では設置の予定

もなく、病院事業としての病児保育の実施及び設置は考えておりません。

しかしながら、今後設置予定の（仮称）病院建設検討委員会では、病児保育の設置を検討課題として取り上げてまいりたいと考えております。

今後、引き続き、病児保育施設の町内設置につきましては、多方面から検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 御答弁、ありがとうございました。

多方面から検討していただくという御回答を得られましたし、また新河北中央病院建設検討委員会においても検討されていくということで、大変に心強く思っております。

これから当町には夢や希望を抱いた若い世代が引っ越し、移住してくるものと思います。やはり、そういった世代を支援していくことが当町の揺るぎない、そして持続的な発展にとっても重要なことだと思います。これからも検討を続けていただき、よりよいまちづくり、そして子育て世代が子育てをしやすいまちづくりをつくっていききたい、また皆さんと一緒につくっていききたいと思いました。

御答弁ありがとうございました。

これにて、私の一般質問を終了させていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

まずは、上下水道事業と電力消費についてです。

全国で営業する水道事業者の数は、地方公営企業年鑑によれば、上水道事業と簡易水道事業を合わせると1,800を超えているようですが、それらによる電力消費は年間で約73億キロワット時を超えており、国全体の電力消費の約1%を占めることになるようです。こうしたことは、安全で安心して使用することができる高品質の水を安定供給するために大量の電力使用を必要とする証左であって、必然のことともいえるのではないのでしょうか。

蛇口ハンドルをひねるだけで、ありがたいことに衛生的な水がジャーっと流れ出てくれるわけですが、原水に混じった汚れたものを取り除く工程や浄水場から配水池への送水、さらには各御家庭まで送水するために大量の電気エネルギーを必要としているわけであり、また逆に、水道による小水力発電にも期待が寄せられているようですが、改めて水と電力は切り離せないものだと思います。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。一昨年9月ごろから電気料金の値上げが続いています。これについては、昨年の暮れあたりから今年の年明けごろには一応の山場を迎えたようにも思われますが、今後の電気料金の推移を見通すことまでは困難であるといわなければなりません。

電気料金の値上げ、高騰が上下水道事業の動力費に悪影響を及ぼすことも想定しておかなければならないと思いますが、今般のような電気料金の値上げ、高騰が水道料金の改定につながる、

要は水道料金を値上げするという形で、利用なさる方に御負担をお願いしなければならないという可能性はあるのでしょうか。

続いて2点目です。本年3月に改訂された第3期津幡町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）から、二酸化炭素の排出構成について参照してみると、電気の使用が88.6%を占めていることがわかります。

中でも、水道事業は大量の電力を消費しなければならないエネルギー消費産業という側面を有しているため、温室効果ガスの削減に当たっては、節電のための対応を取ることは当然のこととして、再生可能エネルギーへの転換を進めていく必要があります。

地球温暖化防止実行計画（事務事業編）によると、上下水道課が管理する対象施設は浄水場や浄化センターなど108施設を数えるようですが、どのようにカーボンニュートラルに対応し、また、どのように節電を実現していくのでしょうか。

以上、産業建設部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 竹内議員の上下水道事業と電力消費についてとの御質問にお答えします。

本町の上下水道事業では、浄水場や送水ポンプ場、汚水処理施設など数多くの施設を管理しており、その動力源については全て電力により賄っておりますが、現在、世界的な燃料価格の高騰や円安の影響などにより電力料金が高騰しており、これに伴う上下水道事業財政への影響について注視しているところでございます。

初めに、御質問の1点目、電気料金高騰に伴う料金改定の可能性についてお答えいたします。

令和4年度決算における、各施設の電力料金にあたる動力費は、上水道では前年度より720万円増の4,270万円、下水道では前年度より1,230万円増の7,640万円となりましたが、これまで行ってまいりました人件費の削減や企業債残高の減少などの経営改善効果により、収益的収支の決算ではいずれの事業も黒字となっております。

また、令和5年度予算においては、電力料金の高騰を勘案し、動力費を増額計上いたしました。両事業とも収益的収支は黒字の予定であることから、現在の料金高騰が長期間続くか、あるいはさらに上昇するようなことがなければ、料金改定の必要はないものと考えております。

今後、電気料金高騰に対する国などからの財政支援があれば積極的に活用するとともに、各業務の見直しなどにより費用の削減に努め、安定的な上下水道事業の経営を行ってまいりたいと考えております。

御質問の2点目、上下水道施設におけるカーボンニュートラルへの対応及び節電対策についてお答えします。

まず、カーボンニュートラルへの取り組みといたしましては、川尻地内にある下水道浄化センター敷地内遊休地を活用した、第三者設置による太陽光発電施設の導入について、ことし4月に、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業に採択されており、本6月会議において当事業についての一般会計補正予算を計上しております。

この施設導入により、浄化センターにおける二酸化炭素排出量が大幅に削減され、本町が掲げる、2050年におけるカーボンニュートラルの実現に大きく寄与するものと考えております。

節電対策につきましては、これまでも、施設の適切な運転管理や、設備の老朽化に伴う更新時には、省電力化を図り、消費電力の削減に努めているところでございます。

今後も、最新技術の動向や他自治体の事例などを注視し、上下水道施設における二酸化炭素排出量の削減及び節電対策について検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 値上げの可能性についてお聞きいたしましたので、今のところは必要はないというようなニュアンスの御答弁だったかと思えます。電気料金の値上げそれから高騰による水道料金への影響、それから節電カーボンニュートラルへの対応をお聞きしました。水道水安心安全、これからのスローガンのもとを、あす7日までがくしくも水道週間ということですね、人口減少であつたりとか節水技術の向上など水需要の減少であつたり老朽化した施設・設備の更新など執心の目でこれから厳しくなっていく事業運営もあるのかなとは思いますが、これが今に始まったことでもないと思うんですけれども、住民生活、ましてや命に直結するインフラということでもありますので、難局を乗り越えていただきたいと思えます。

あと、節電とあわせてカーボンニュートラルへの対応につきましても逐次進めていかれることだと思いますので、期待を申し上げ、次の質問に移ります。

続いて2項目め、保育園の最善の利益についてです。

昨年12月27日付の事務連絡保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査についてに基づき、保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査が実施され、先月にはその結果が公表されています。

これは、昨年11月に発覚した静岡県裾野市内の認可保育園における虐待行為や翌12月に発覚した富山市の認定こども園での虐待行為など、不適切な保育の発覚が相次いだことを端緒として、保育所等における虐待など、不適切な保育への対応などの実態調査が初めて実施されるに至ったものです。

この実態調査などを踏まえた本年5月12日付の通知、昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策については、子供や保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う子供を預けられるようにすること。保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくことを基本的な考え方として、ガイドラインの策定や虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化などを行うこととしていますが、これらによって改めて、保育の現場の余裕のなさが浮き彫りになったともいえるのではないのでしょうか。

また、本年3月31日にこども政策担当大臣が明らかにしたこども・子育て政策の強化について（試案）は、こども・子育て政策を抜本的に強化し少子化傾向を反転させることを目指し、今後3年間で取り急ぐべき関連政策と将来像を取りまとめたものようですが、その中でも、幼児教育・保育の現場での子供をめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えているため、安心して子供を預けられる体制整備を急ぐ必要性についての言及がなされています。総じて、園児、保護者、そして保育園、これら三者の最善の利益の追求につながっていくことを願ってやみません。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。試案では、幼児教育・保育の質の向上に向け75年ぶりの保育士の配置基準改善とさらなる処遇改善が示されており、配置基準については1歳児と4・5歳児に対する職員配置基準をそれぞれ5対1と25対1に手厚くし、あわせて民間給与動向等を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善に向けた検討も始めるようです。

ただし、配置基準については、本年4月4日に開催された参議院内閣委員会において、こども政策担当大臣が最低基準としての配置基準自体を引き上げた場合には、全ての施設がそれに見合うだけの保育士を確保する必要があるため、現状さまざまな園において基準に達しないということも起こる可能性がございます。そういったことを考えると、まずは施設に対する手厚い手当て、そういったものを通じて十分にそれぞれの施設において保育士を確保していただくということが適当だろうと考えておりますと答弁なさっています。

このことから、職員配置基準については、手厚い配置が行われている場合に運営費の加算措置によって対応し、現時点では、配置基準の見直しに踏み込まないものと理解せざるを得ません。翻って、全国町村会ではこの試案を受け、こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があります、適切な役割分担のもと、地方としてもしっかりと役割を果たしたいとコメントを発表しており、一つの方向性を示すものとも言えます。

現時点ではあくまでも試案の段階ではありますが、これらのことを前提として、子供が受ける福祉サービスとしての保育について、私立と公立で格差を生じさせず、その質の向上を図るために取るべき対応について、保育士の確保を含めて、どのようにお考えでしょうか。

次に2点目です。5月に公表された保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインでは、市町村における対応についても記述されています。

その内容としては、子供の最善の利益を考慮した保育の実現に向けて、保育所等と緊密に連携する立場として、助言・指導を行うことが期待されるとしており、巡回支援などを積極的に実施し、よりよい保育の認識を保育現場と確認・共有し、各施設の振り返りを支援することが考えられるとしているものです。また、巡回支援のほか、地域の実情に応じて、保育所等とのコミュニケーションを密にして、積極的に日々の保育実践の支援に取り組んでいくことが重要である旨の指摘もなされています。これらに対して、どのようにお考えでしょうか。さらに、保育士・保育教諭等や保護者が、保育所等において行われる保育に対して違和感を覚えた場合に相談できる先として、対応窓口を設けることが重要であるとの指摘もなされていますが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

以上、子育て支援課長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 田中子育て支援課長。

〔田中健一子育て支援課長 登壇〕

○田中健一子育て支援課長 保育の最善の利益についての御質問にお答えいたします。

初めに、子供が受ける福祉サービスとしての保育について、保育の質を高めるには、保育士等の持っている個々の能力を高める専門性の向上と、教育・保育が展開される保育現場の環境の改善に努めることが必要と考えられます。

また、私立と公立で格差を生じさせず質の向上を図るため、取るべき対応について保育士の確保を含めてどのようにお考えかとの質問につきましては、まずは保育士の確保が必要と考えられ

ます。

その中で、保育環境の改善では、保育士等の負担軽減につながるように、こども園等の人員配置を見直し、副園長の配置、派遣職員の活用、保育補助員や用務員を配置し、保育士等が教育・保育に専念できるようにしたり、教育現場に積極的にICT技術やノンコンタクトタイムを取り入れ、保育業務の見直し・改善に取り組み、就業時間内に仕事を終えることができたりするようなど、働きやすい環境の改善に努めてまいります。

これらの取り組みに加え、保育士のさらなる確保に向け、保育実習を積極的に受け入れたり、就職説明会に参加したり、石川魅力ある福祉職場認定制度に登録するなどして、保育士確保に努めてまいります。また、派遣保育士で就労希望者の情報を町立・私立園で共有したりもしております。

今後も、質の高い教育・保育が提供できるように、保育士等の研修体制を強化するとともに、教育現場の業務改善に努め、公立・私立で格差のない教育・保育サービスを提供してまいります。

次に、子供の最善の利益についてですが、巡回支援のほか、地域の実情に応じて、保育所等のコミュニケーションを密にして、積極的に日々の保育実践の支援に取り組むことが重要であるということは、議員のおっしゃるとおりでございます。

そのため、令和5年度から子育て支援課に、指導保育士、主幹保育士の園長経験者2名を配置とし、日ごろより町内こども園と必要に応じて園児の状況や家庭環境等についてコミュニケーションをとり、園児にとってよりよい教育・保育の提供ができるよう、保育現場と確認・共有し、教育・保育に取り組んでおり、今後も引き続き、各園の状況を踏まえ必要な支援をしてまいります。

また、保育士や保護者が保育に対して違和感を覚えた場合の相談できる窓口として、各こども園等に苦情等受付の窓口や苦情に係る第三者委員会が設置されています。

入園前の説明会やこども園のしおり、重要事項説明書等に記載されている園もあるなど、保護者に周知されております。

こども園等の職員に対しても、各施設で園長・副園長・主幹保育教諭等が相談の窓口となっております。

今まで同様、町に連絡の入った案件や、園内で解決できないなどの案件につきましては、第三者委員や当課でも受け、支援としての助言を添えて園に知らせております。

今後は、子育て支援課でも相談などを受けていることを周知していきたいと思っております。

また、こども家庭庁より5月に発表された、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの中にも、保育所等及び市町村の対応が記載されていることから、これを参考に取り組んでまいりたいと思っております。

今後も、幼児教育・保育現場で、子供が安心・安全で質の高い教育・保育を受け、保護者も安心して子供を預けることができるように取り組んでまいります。

以上で、答弁を終わります。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 保育士の確保については案の定、派遣保育士という言葉も出てきましたが、今、御答弁いただいた内容を少し精査させていただいて、また今後の私の研究課題とさせていただきたいと思っておりますし、引き続き、また機会があれば御質問させていただきたいと思っております。

福祉サービスとしての保育の質の向上、それから保育士の確保、あとガイドライン関連について御丁寧に御答弁をいただきました。

昨日の午後から6月会議が再開されていますが、その日の午前中に町立井上保育園の保育参観に出席してまいりました。保育園の中でお友達と元気に集団生活を送る様子を1時間ほど見ることができて大変ありがたい機会をいただいたなと思います。うちの息子は年長ということで小学生になるための準備期間を現在保育園の中で過ごしているわけですが、これまでもほとんど、朝嫌がるというようなこともなく登園してくれていますので、おそらく保育園でのストレスもあまり感じずに楽しい保育園ライフを過ごしてくれているんだろうと思います。それこそ、それぞれのお子さんに保育士さんが丁寧に気配り、目配り、そして心配りをなさっているからだと理解をしております。公の場をお借りしてとなりますが、感謝を申し上げ敬意を表したいと思います。

町立保育園の人材、宝という意味での人材ですが、保育士さんがくれぐれも報われますように、そして人材の流出がないようにと申し上げ、次の質問に移ります。

続いて3項目め。こども基本法の施行と子供の最善の利益についてです。

社会全体でこども施策を総合的かつ強力に推し進めるための包括的な基本法として本年4月1日にこども基本法が施行されています。

常に子供の最善の利益を第一として、子供や若者に関する取り組みや政策を社会のど真ん中に据えていくためのもので、そこでは地方公共団体に対してもこども施策の策定や実施に当たっての基本的な責務を課しており、その理念を実現させていくための具体的な取り組みが問われることとなります。

そこで、4点について質問いたします。

1点目です。こども基本法第5条では、地方公共団体は第3条の基本理念にのっとり、こども施策に関し国やほかの地方公共団体との連携を図りながら、その区域内における子供の状況に応じた施策を策定し、それを実施する責務を有する旨を定めています。

のっとりべき基本理念については、児童の権利に関する条約が掲げる4つの原則、あわせて子供の養育と子育てに係る項目の6項目で構成されているもので、またこども施策とは、大人になるまで切れ目なく行われる子供の健やかな成長のためのサポート、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート、そのほかこれらと一体的に行われる施策のことを言うようです。

基本理念にのっとりこども施策を策定し、そして実施するに当たり、どのようなことを課題として捉えていらっしゃるのでしょうか。

次に2点目です。同じく法第10条では、市町村はこども大綱、このこども大綱については作成に向けた調査審議が進められている状況にあるようですが、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努力義務が課されています。

この計画については、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとしての作成も可とされているようですが、当町においてはどのように対応なさるおつもりでしょうか。

続いて3目めです。同じく法第11条は地方公共団体に対し、こども施策の策定、その実施、評価に当たっては、当該こども施策の対象となるこども、または子供を養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずべきことを義務づけています。



こども施策を策定・実施・評価するに当たり、子供や当事者から意見を聞き、それを反映させることが求められているわけですが、そのための必要な措置についてどのように対応なさっていくおつもりでしょうか。

最後4点目です。同じく法第13条では、市町村はこども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関や、地域において子供に関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めるとしています。

さらに法第14条では、市町村は関係者相互の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取り扱いを確保しながら、それらの関係機関や民間団体が行う子供に関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるとしています。

こども施策の実施に関連して、協議や連絡調整を目的とした協議会を組織することも可能とされているようですが、関係者相互の有機的な連携の確保について、どのように対応なさっていくのでしょうか。

また、子供に関する支援に資する情報共有のための情報通信技術の活用等について、どのようにお考えでしょうか。

以上、健康福祉部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 こども基本法の施行とこどもの最善の利益についてとの御質問にお答えします。

最初に、こども施策の課題として捉えていることについては、こども基本法で基本理念が示されている第3条中、第5号には、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、と記載があります。

第一義的とは、まず第一に考えなければならないという意味です。子供を養育する上で、父母等の養育者が子供にとって最も身近な存在であり、まず第一に責任を持つというのは、誰もが理解できると思います。しかし、父母等が有するのは第一義的責任であって、その全てを背負うものではないということに注意が必要かと思えます。

子供を守り育てるためには、父母等のもとより、子供やその保護者を支える地域の方々、そして社会全体で子育てを担っているということを意識し、法の掲げる基本理念について、考えていただくことが最も重要な課題であると考えております。

次に、市町村こども計画に関してですが、第2期津幡町子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間としており、第3期計画の策定に向け、今年度から準備を行ってまいります。その中で市町村こども計画については、現時点ではこの第3期計画と一体のものとして策定する方向としております。

次に、子供や当事者からの意見を聞くことに関しては、第3期計画を策定する上で、子育て世帯へのアンケート調査を実施することとしており、養育者からの意見に加えて、今回は子供自身の意見を聞くことも予定しており、第3期計画に反映したいと考えております。

また、津幡町子ども・子育て支援事業計画については、子育てに関わる各種団体の代表者などにより構成される子ども・子育て会議により策定、実施状況報告、評価を行っており、計画策定

後も随時関係者の意見を反映させることができると考えております。

最後に、こども施策が適正かつ円滑に行われるような連携の確保についてですが、子育て支援課内の子ども家庭総合支援室が中心となって各関係機関と連携を進めており、包括的で一体的な対応を取るための環境を整えているところです。

加えて、先ほど申し上げました第3期計画の中で、関係機関及び民間団体等の連携を確保するための協議会を組織することを検討してまいります。

また、子ども家庭総合支援室内にタブレット端末を2台、スマートフォンを1台配備し、オンライン会議システムZoomやLINE等のSNSの活用を進めております。そのほか、集約した情報を関係各課で整理共有するためのシステムを導入しております。

情報通信技術の活用はこれからなくてはならないものだと考えておりますので、個人情報の適正な管理のもと、今後より一層活用を進めていきたいと思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 すみません、1点再質問をお願いいたします。

質問項目の1つ目のところで、課題として捉えているところで御答弁いただいたんですけども、課題だというのは、こども基本法の理念というものを社会全体で共有することが一番大事なんだよというようなニュアンスの御回答だったと思うんですけども、このこども基本法の理念を例えば、津幡の町民の皆さん全体で共有していただくための具体的な取り組みということは、現在行っていらっしゃるんでしょうか。羽塚部長、お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

今の再質問についてなんですけれども、この基本理念の周知とかについては、今後いろいろ検討して、もっともっと広めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 きょうのところは納得しておきたいと思います。課題とか子供計画への対応、それから当事者の意見の反映、有機的な連携についてお聞きをいたしました。それぞれのお子さんにとって、読んで字のごとく最もよいことは何かこれを常に考え、こども施策がより深まっていくことを期待したいと思います。あと3月会議で子供のウェルビーイングと子育てへの支援について、町長に御答弁をいただきましたんですけども、子供のウェルビーイングをかなえることが重要であるとお考え、そして主体的に行動できる子供を社会全体で育てる施策を推進する旨のお考えもお聞きしています。全ての子供、若者を大切にする、その成長をサポートを応援するための施策の充実に期待を申し上げ、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 5番、小倉一郎です。

2年前まで執行部側に席を置いた者が、このような登壇するのは、大変おこがましいと思っ

ておりますけれども、今回2項目について質問をさせていただきます。

まずは、1点目です。

いしかわ百万石文化祭2023で津幡町の魅力発信をということで、質問させていただきます。

本年10月14日から11月26日までの44日間、石川県において、第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭が開催されます。県ではこの大会の統一名称を、いしかわ百万石文化祭2023と名づけ、期間中は石川ならではの文化資源を活用したイベントや文化団体による27の全国大会など、県内全市町で約150もの多彩な文化イベントが開催される予定となっております。

この国民文化祭は、平成4年にも石川県で開催されております。本町では、連句大会が福祉センター大ホールで行われ、全国の連句愛好者が来町されております。さらに、その前年の平成3年には石川国体が開催されたこともあり、2年にわたってスポーツと文化の祭典で県内全体が大いに盛り上がっていた記憶がございます

今回のいしかわ百万石文化祭2023では、本町の文化を全国へ発信するため、10月15日、日曜日につばた落語まつりが、11月12日、日曜日には、いしかわ百万石里山里海民謡の祭典が行われます。そして全国の落語及び民謡の愛好者が文化会館シグナスのステージで発表される予定になっていることから、私も県内外から多くの方が本町へお越しになることを期待しています。

しかしながら、平成4年の国民文化祭と比べると今回は、いま一つ町民の関心が薄いように感じます。役場庁舎玄関には大会ののぼり旗の設置、広報つばた5月号にはこの文化祭の内容が掲載されていましたが、まだまだ認知度も低いように感じますので、もっと広く周知する必要があるかと思えます。

また、国民文化祭大会旗の巡回展示が8月19日から約1週間、文化会館シグナスで展示される予定となっておりますが、同時に前回の国民文化祭の写真や資料があるのであれば、それらも一緒に展示し、当時を思い起こしながら、多くの皆さんの目に触れていただくような仕掛けも面白いと思っております。

主催する県や各市町及び実行委員会等では、文化の力による観光の推進を図るため、期間中、県内各地において、地域の特色を生かした魅力あるイベントや、体験型・参加型のプログラムなどを展開することにより、国内や海外からの誘客を積極的に図るとともに、金沢・加賀・能登を広く周遊していただき、多くの人との交流を促進することを基本方針の一つに掲げています。

そこで、御質問いたします。

現在、県内の幾つかの市町において、いしかわ百万石文化祭2023を盛り上げるために、応援事業が開催されています。

本町では今年度、国民文化祭開催費として約360万円の予算が計上されていますが、津幡町においても、いしかわ百万石文化祭を盛り上げるため、例えば、町内各地で盛んに行われる秋季祭礼での獅子舞やいしかわ歴史遺産に認定された倶利伽羅峠を広く紹介するなど、大会応援事業として津幡町をPRするような取り組みを考えられないのでしょうか。

また、大会期間中は、県内各地の交流人口がふえることが予想されますが、県内外の多くの方々に津幡町のよさを知っていただき、あわせて移住定住の促進やNHK大河ドラマ誘致につなげるためのチャンスととらえ、もし許されるのであれば、大会イベント会場等において特設ブースを設置し、本町の魅力を発信するなど、関係人口の増加を図るような仕掛けづくりも展開できないか、矢田町長にお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 いしかわ百万石文化祭2023で津幡町の魅力発信をとの質問にお答えいたします。

議員の御承知のとおり、いしかわ百万石文化祭2023は、先ほど議員が申されたとおり、10月14日から11月26日までの会期で、県内各地で開催されます。津幡町では10月15日につばた落語まつりが、11月12日にいしかわ百万石里山里海民謡の祭典を開催予定しており、県内外から多くの方が来町されることを期待しているところでございます。

現在、つばた落語まつりにつきましては一般公募しており、県内外から28人の応募があり、選考により8人程度が本大会に出場となる見込みでございます。そのほか、町広報特使であります月亭方正氏を初め、プロ落語家3人による落語会も同時に開催いたします。

また、いしかわ百万石里山里海民謡の祭典につきましても、出演者を一般公募しており、現在、県内から27団体、県外から7団体の応募があり、出演していただく予定でございます。そのほか、プロの民謡歌手4人のゲスト出演もあり、津幡町在住の西房亜美さんもゲストとして出演が決まっております。

広報活動につきましては石川県実行委員会が主となり、令和5年度から辰巳琢郎さんを初めとする、石川県ゆかりの著名人による文化祭のPR動画の配信や、懸垂幕の設置、テレビやラジオによるCMも流れており、徐々にではありますが、国民文化祭の盛り上がりを感じているところでございます。

1つ目の、応援事業で津幡町をPRする取り組みは考えていないのかという御質問でございますが、文化会館シグナスにて開催される自主事業を応援事業として位置づけることを検討しております。また、毎年、津幡町で行われております獅子舞を、百万石文化祭石川県実行委員会に応援事業として登録をすれば、石川県の国民文化祭特設ホームページや各種広報に獅子舞について周知をしていただくことができます。獅子舞の会場では、百万石文化祭ののぼり旗を掲出することにより百万石文化祭と相乗効果が図られるため、獅子舞の主催団体と協議を検討しているところでございます。このほかにも、全国選抜社会人相撲選手権大会、つばたレガッタ、つばた八朔まつりの会場など町の各種イベントに、のぼり旗の掲出を行い、幅広く周知できるよう計画しております。

2つ目の、特設ブースの設置や大河ドラマ誘致推進につなげ、町の魅力を発信できないかとの御質問にお答えいたしますけれども、つばた落語まつりや、民謡の祭典の会場では津幡ブランドや町の特産品の販売など特設ブースを設置し、町のPRを行うことを計画しております。

また、会期にあわせて関係機関と協議し、大河ドラマ誘致促進の一つとして、倶利伽羅源平合戦ゆかりの地にちなんだフォトラリーを計画しております。直接、津幡町をめぐることにより、町の魅力を感じ、撮影した写真をSNSに発信していただければ、全国に津幡町のよさをPRすることができます。このように大河ドラマの誘致促進と国民文化祭との連携を図ることで、交流人口の増加につながり、全国に津幡町を発信できると期待をしているところでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 前向きな御答弁をいただきまして大変ありがとうございます。

いろいろな事業が展開されるといったようなことで、大変うれしく思っています。

先日の新聞のほうでは、この国民文化祭、県の実行委員会が参加の人数を、前回50万人、平成4年の時は50万人だったのを、今回は100万人を目指すといったようなことも報道されておりました。そういったようなことでたくさんの方が県内外の方が交流するといったようなことで盛り上がっていただければなと思っております。

続いて2問目に移ります。

石川県管轄の津幡林道を町に移管できないかといったようなことで、お伺いいたします。

津幡林道は、野山団地下から森林公園南口を経てインフォメーションセンターに通ずる道路で、一部は町道となっていますが、そのほかは、森林法に規定される林道として、管轄は石川県となっております。

この津幡林道は、幅員も十分に確保されている片側1車線の対面通行で、道路わきには住宅が点在し、さらに森林公園付近には約50世帯の住宅団地エクセルタウンもあることから、森林等を管理する林道というよりも道路周辺に暮らしている多くの方々の生活道路として車両や歩行者に利用されています。

特に国道8号津幡北バイパスの開通以降、津幡林道を利用して国道にアクセスする車両が増加しているようにも見受けられます。

冒頭にも申し上げましたが、森林公園に入る途中の国道8号津幡北バイパスの下をくぐるボックスから森林公園南口旧料金所付近まで町道となっており、一本の道路の管轄が県と町とが混在し、道路に異常があった場合などには、その箇所によって連絡先が県になったり、町になったりしています。さらに、冬季積雪時には町の除雪路線にも入っており、一般の方々には津幡林道の維持管理はどこが行っているのか困惑しているようにも感じます。

また、過去にはエクセルタウンの町会からも町道への移管についての要望もあったとも聞きましたし、加えて来年夏には、森林公園内には待望の屋内木育施設がオープンされる予定で、津幡林道がこの施設へのメイン道路になるものと思っています。

なお、この屋内木育施設建設は、矢田町長はもとより、町議会の森林公園活性化対策特別委員会においても長年にわたり県へ要望していたものであり、これからの町の大きな観光資源の一つとして位置づけられ、森林公園のさらなる活性化が期待されている施設であると確信しております。

屋内木育施設オープンに伴い、一年を通じて津幡林道の交通量が増加されることが予想されることから、この道路が果たす機能や交通の安全性を確保する観点からも、県と協議を行い、野山団地下からエクセルタウンまでの路線を、林道としてではなく、町道として、町が整備及び維持管理するべきではないかと考えておりますけれども、その点について、本多産業建設部長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 石川県管轄の津幡林道を町に移管できないかの御質問にお答えします。

林道津幡線につきましては、石川県森林公園へのアクセスのほか森林管理道として、昭和57年度に整備されております。

議員の御質問のとおり、林道津幡線の一部区間においては、国道8号津幡北バイパスの整備で交差したことに伴い、林道と町道との併用区間がございますが、野山団地下からエクセルタウンまでの延長約1.4キロメートルの区間については、管理は石川県森林公園とともに県が行っております。沿道の住宅地開発行為等においては、これまで道路管理者である県と道路利用について協議を行い進められてきたものであります。

このように生活道路としての役割を担う側面から、以前より林道津幡線を町道認定できないかと、御意見や御相談をいただいていたようですが、町道認定においては、条例及び要綱に照らし認定しており、林道津幡線については、道路用地や舗装構成に一部課題がみられる状況であるため、現状では町道認定は難しいと考えております。

令和4年5月の石川県議会一般質問において、焼田県議から林道津幡線の安全確保について質問があり、林道管理者である県は、毎日巡回パトロールを行い道路の状態を点検し、補修を行っていることや、森林公園のリニューアルに伴う来園者の増加対策なども検討されているとの答弁がありました。

さらに、冬期の生活道路区間の除雪については、石川県と協議し、町で対応している状況であることから、現状は町道と同等の管理がされているものと認識しております。

今後は、地域の要望や石川県森林公園のリニューアルに伴う利用状況を踏まえ、住民が安全安心に通行できる道路となるよう、石川県と協議を進めて行くほか、除雪や日常の維持管理につきましてもさらなる連携を図り、必要な安全対策を講じてまいりたいと考えております。

また、石川県森林公園の活性化に向けて、町としてもさまざまな形で協力していく所存であり、今後も引き続き、石川県との協力体制を構築しながら道路の安全確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 答弁ありがとうございました。

いろいろな課題が積み残されているというようなことは、前々から耳には入っていたんですけども、やはり先ほどの内容にも申し上げましたとおり、今後ますます交通量が増大する、またもしかしてその屋内木育施設への、例えば町営バスの運行とか、そういったようなことも、もし今後予定されているようなことであるのであれば、より一層の安全確保と言いますか、道路の整備っていうものが必要になってくると思いますので、また県なりと協議して必要な措置を講じていただきたいなと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました

本日は、これにて散会いたします。

午後3時50分

## 令和5年6月13日（火）

### ○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

### ○欠席議員（0名）

### ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	本 多 克 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	山 崎 明 人
河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課主査	村 田 哲 人
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

### ○議事日程（第3号）

令和5年6月13日（火）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第46号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工（建築））の一部訂正について

日程第3 議案第38号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第2号）から

議案第49号 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（陸上競技場））まで

承認第10号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号））

請願第3号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出を求める請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第4 選挙第6号 津幡町選挙管理委員選挙について

日程第5 選挙第7号 津幡町選挙管理委員補充員選挙について

日程第6 同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

（質疑・討論・採決）

### ○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

（質疑・討論・採決）

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



<開 議>

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

<諸般の報告>

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

<議案の一部訂正>

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第46号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工（建築））の一部訂正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工（建築））の一部訂正について、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工（建築））の一部訂正については、これを承認することに決定いたしました。

<議案等上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 議案第38号から議案第49号まで、及び承認第10号、並びに請願第3号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

小町 実総務産業建設常任委員長。

〔小町 実総務産業建設常任委員長 登壇〕

○小町 実総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、

関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第43号 石川県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第44号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第45号 財産の取得については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第46号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（建築））は、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第47号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（機械設備））は、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 向 正則文教生活福祉常任委員長。

〔向 正則文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○向 正則文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第39号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第40号 津幡町税条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第41号 津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第42号 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第48号 請負契約の締結について（津幡町立井上小学校エレベーター棟整備及びトイレ改修工事）は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第49号 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（陸上競技場））は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第3号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択することにいたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第38号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原

案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第10号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝、議案第46号、47号に反対の意見を述べさせていただきます。

まず、発言の機会をいただきありがとうございます。

私は、殊さらに何でも反対、批判というものではございませんで、和をもって尊しとなすということが大事であると考えております。

私はこの間まで、会議で質問や意見を言わないものは出て行ってくれというようなですね、環境にいたものでございますから、政策の目的を常に確認し、数値は根拠をみんなで説明し、何がしか他人の意見もですね、学びと気づきになると、そして少数の意見でも、みんなよく聞いて、みんなで進めることが、救われたという経験もたくさんいただいたところにおったものでございますから、一言意見を述べさせていただきます。

また、町民のですね、無関心と言いますか、身近なことから関心を持ち、政治に参加していくことが、町や日本をよくするものと、その第一歩が、自分の意見を出すということと、そして議会の活性化につながると、町民と政治行政をつなぐという意味でも、述べさせていただきます。

1点目は、今後の公共施設、インフラの維持についてでございます。津幡町中高年労働者福祉センター、通称サンライフ津幡は、昭和62年、バブル時代に、中高年労働者の福祉を目的に全国的に建てられたものと捉えております。日本は、バブル崩壊、リーマンショック、コロナによる行動様式の変化を経て、世界の中で、唯一20年以上も経済成長をしておりません。人口減少、高齢化の進行という大きな流れもなかなか止められません。地方自治体も当然、日本の大きな流れに逆らうことはできず、地方自治体の財源の見込みは、中長期的には税の収入が現状維持から減少する可能性が高いと考えられます。

また、生産人口の減少、高齢社会の進行に伴う介護、医療費の増加等、高齢者の皆様を支える支出が多くなり、公共施設、インフラの老朽化に伴う修繕の増加など、自治体の財政状況は厳しくなることが予想されております。

今までどおりに全てを維持改修していただくだけでは、財政上大きな負担になることが予想され、本当に必要なインフラ、例えば道路とかたくさんの橋、上下水道の維持改修にも影響を与えかねないことが懸念されます。総合的な視点で、必要な公共施設の優先順位を常に評価し、維持管理コストと改修費用について、真のインフラを優先にしながら、慎重に選択していくべきであると考えております。

2つ目にニーズについて、古い施設は、どうしても新しい時代、新しい世代、新しい住民の新たなニーズに合わない場合もございます。住民ニーズを探り、さまざまな年代の意見を踏まえ、利用頻度を検討し、適正化を図る必要があると思っております。もう少しニーズを探り、声を聞いてからでもよいのではないかと考えております。

3番目に、町なかと山間部の地域的なバランスについて、私たちの資本主義は、不均等に発展していきますので、東京、都会への一極集中、石川県で見れば、金沢市への集中、同じ構図が津幡町で見れば、山間部から町なかへの集中いくこととなります。山間部は人口減少し、学校、保育園は統合廃園となり、この一方向の流れは加速していきます。

唯一政治だけがですね、この不均等のバランスを調整する機能を発揮できます。町なかばかりではなく、もう少し山間部の人口定住につながるような政策に財源を使ってもよいのではないかと考えております。

4つ目は、施設の目的でございます。レスリングもできる備品の購入が含まれていると説明を受けましたが、レスリング場にしても、そのまま進めてよろしいのか、ジュニアレスリング教室を主力にして行く計画もまだ不明瞭だと思われ、現状では、今後の施設の目的、ビジョンがはっきりされていないように感じました。建物を維持することが目的であってはいけません。

町には、旧耐震基準の公民館なども見受けられる中、この建物は新耐震基準であるため、すぐに長寿命化工事をすべきとは思えません。

5つ目は、2億7,100万円という金額でございます。これは、この町をどういう町にしたいのかというビジョンの違い、予算配分の問題でございますから、私と私の周りのこの町のビジョンの声を聞きますと、もう少し子供たちの施設の改修や子供政策により一層の比重をかけた予算配分をしてほしいということから、この2億7,100万円という高額な金額に少し違和感を感じるものでございます。

なお、私は、全ての大型の工事を否定するものではありませんで、必要ものは当然すべきで、特に道路工事につきましては、今私たちは先人から遺産をいただき、道というものは、子や孫、その先の未来の人たちも使うことになるものでございます。そして、人が早く移動できることで限られた人生という時間を有意義に使える大切な財産が道路でございます。環境に大きな迷惑をかけないのであれば、道路はたくさんあったらよいと個人的には考えております。しかし、建物につきましては、維持管理等の問題もあり、慎重に考えるべきものと捉えております。

以上、津幡町中高年労働者センターの長寿命化改修につきまして、今後の公共施設・インフラの財源の見込み、町民のニーズの把握、山間部と町なかとの政策バランス、目的が施設を維持することが目的であってはないということ、高額なプロジェクトより少しでも身近な子供たち

への投資をしていただきたいという思い、インフラや道路ではなく、建物の改修であるということから、もう少し時間をかけて検討した方がよろしいのではないかと考えております。

以上、議案46号、47号に反対の意見を述べさせていただきました。

皆様の賛同を求めまして、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、1番、池野翔吾です」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 今回、事前通告もせず、討論をさせていただく無礼を議場の皆様方におかれましては、お許しを願いたいと思います。それほど、強い気持ちで賛成の討論をさせていただくことを御理解いただければ幸いです。

まず、そもそも本筋をただせば、本2議案の目的は、地方自治法の定める議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき上程されたものであり、本来であれば入札方法や契約金額、契約の相手方などが適正であるかどうかを審議される議案であると理解しております。

しかしながら、4月に初めて議員となり、当初予算の審議の場になかったということで、参政党の中島議員は、事業の実施自体に反対されていることと思います。

私も同様に、予算審議の場におりませんでした。議案第46号、47号の中高齢者福祉センター長寿命化工事の請負契約の締結に関して、賛成の立場で討論させていただきます。

さかのぼりまして、中高齢労働者福祉センター、いわゆるサンライフ津幡は、昭和62年に当時の労働省の外郭団体により建設され、その後、町に有利な条件と価格で平成15年に町へ移管された施設でございます。

中高年者の健康と福祉のために、全国各地でつくられた施設ではありますが、各自治体では、中高年齢者の健康増進や福祉活動などに利用されるほか、中高年齢者以外の一般市民のサークル活動等にも幅広く利用され、地域コミュニティーの中心施設として活用されています。

当町においても、シルバー人材センターが設置され、中高年齢労働者の雇用に貢献するほか、現在は改築に向けて休講しているようですが、全年齢が参加できるような教室が毎日開催されており、中高年から、若者が生きがいを持てる施設として町民に広く利用されております。

また、総合体育館や運動公園体育館は、主に団体の利用が中心であることから、サンライフ津幡は、友達単位、家族単位で気軽に使える運動施設として、多くの町民の方に利用されております。

また、新耐震基準によって建てられた堅牢なコンクリート建造物であることから、避難場所としても指定されており、庄地区一円の重要な避難場所、災害活動拠点として活用できることは容易に想像ができます。

その地域の雇用、福祉、文化、災害に重要な役割を果たすサンライフ津幡を長寿命化しようというのが今回の事業であるわけでございます。

予算を見ますと、全体で2億7,000万円あまりの改築費が計上されています。

詳細を見れば、この2億7,000万円のうち、約90%の財源は地方債により充当されております。

このあたりをしっかりと勉強いたしますと、地方債とは端的に言えば、町の借入金でございますけれども、地方債にはさまざまな補助事業が付帯されており、今回のサンライフ津幡の長寿命化計画に関わる地方債は、公共施設等適正管理推進事業という一般会計債が利用され、充当率は事業費の90%、交付税措置は約40%となるそうです。

つまり簡単に言えば事業費の90%を借り入れることができ、各年度の償還金40%は地方交付税として返ってくる流れになっております。

つまり、大変有利な条件で財源が組み立てられ、事業費に充てられているのです。

サンライフ津幡の出自が国から有利に取得した建物であることや、今回行われる屋上の防水改修工事、外壁、照明LED化、トイレの洋式化、内装改修、体育館改修、空調改修、浴室改修など、工事の規模を見れば、公共施設等適正管理推進事業の補助により、通常の事業よりも低予算で行えることに着目しなければなりません。

長寿命化改修を期として、末永く、そして広く町民に利用してもらうための付加価値の一つとして、レスリングのマットを展開できるようにしたこともよいと思います。

町出身のオリンピック金メダリスト姉妹並びに関係者の助言を受けながら計画され、ジュニアチームの誘致に向けた動きもあると聞いております。スポーツを振興する当町に合致した取り組みであると思いますし、また、さきの議会では、八十嶋議員を初めとする先輩議員が、この取り組みを推進していたと聞きました。

また、このマットは体育館の使用用途に合わせて収納することができ、他の利用者の活動、災害時の利用を妨げないことも、本来のサンライフ津幡の機能を維持する上で評価できると思います。これは私感ではございますが、災害時には敷物として、防寒に役立つはずです。

当施設を解体、縮小し、今回の予算額程度で新設してはどうかという声も委員会の中では聞かれました。果たしてこの程度の予算で災害にも対応できるような施設が新設できるでしょうか。

また、町なかであることから、周囲の人口を考えれば、サンライフ津幡は、近隣の福祉教育プラザと合わせて、災害時の避難場所、災害拠点として重要な役割を果たすことは明白です。

以上のことから、地域の雇用、福祉、文化、災害時の避難場所として今後も活躍が期待される当施設を国の公共施設等適正管理推進事業を活用し、有利な条件で長寿命化工事を施すことは、今後も町の重要拠点としてサンライフ津幡を維持していく上でも、多角的に見て適正であると考えます。

また、山間部にはこういった施設がないというような意見もございましたが、笠谷地区には、防災センターを新築しているという事実もございます。

立ち返りまして、本題に話を戻しますと、サンライフ津幡の長寿命化工事に関しては、既に予算審議が終了しており、本2議案については、契約の正当性を審議するものであることから、本契約内容、町の一連の契約行為を適正と認め、私は本2議案に賛成の立場を表させていただきます。

以上で、私の討論を終了させていただきます。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第38号から議案第45号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第45号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工（建築））を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工（機械設備））を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号及び議案第49号を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第49号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第10号を採決いたします。

委員長の報告は、承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、承認第10号は承認されました。

次に、請願第3号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、請願第3号は、採択とすることに決定いたしました。

#### <津幡町選挙管理委員選挙>

○八十嶋孝司議長 日程第4 選挙第6号 津幡町選挙管理委員選挙についてを議題といたします。

本件は、6月27日をもって任期満了となります選挙管理委員4名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、勝崎 隆君、松岡章文君、太田和夫君、西川明美君。

以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました勝崎 隆君、松岡章文君、太田和夫君、西川明美君。

以上の方々が選挙管理委員に当選されました。



### <津幡町選挙管理委員補充員選挙>

○八十嶋孝司議長 日程第5 選挙第7号 津幡町選挙管理委員補充員選挙についてを議題といたします。

本件は、6月27日をもって任期満了となります選挙管理委員補充員4名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することとし、補充の順序は、指名の順序のとおり定めることといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することとし、補充の順序は、指名の順序のとおり定めることに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、中島 勉君、板坂順子君、大田新太郎君、葉名貴江君。

以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中島 勉君、板坂順子君、大田新太郎君、葉名貴江君。

以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

### <同意・諮問上程>

○八十嶋孝司議長 日程第6 本日、町長から提出のあった同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、及び諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、6月5日の会議再開以来、連日にわたりまして慎

重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、議案の一部訂正についての御承認、及び今6月会議に提出させていただきました議案全てに御決議を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

**同意第2号** 津幡町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

本案は、津幡町公平委員会委員の塩谷尚子氏が、6月22日をもって任期満了となります。引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**同意第3号** 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町固定資産評価審査委員会委員の高倉 明氏が6月27日をもって任期満了となります。引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**同意第4号** 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本案は、津幡町農業委員会委員11名が、7月19日をもって任期満了となります。

村上幸作氏、酒井美代子氏、岡田徳幸氏、吉本市港氏、油島 慧氏、洞庭 元氏、中嶋喜春氏の7名を再任といたしまして、また津幡町字刈安、西川一郎氏、津幡町字津幡、加藤大学氏、津幡町字南中条、松本友信氏、津幡町字能瀬、河原吉治氏の4名を新たに任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**諮問第1号** 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員8名のうち、橋口有康氏及び樋口徳正氏が、9月30日をもって任期満了となります。引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意並びに異議なき旨、答申賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

同意第2号から同意第4号まで、及び諮問第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

#### <採 決>

○八十嶋孝司議長 同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、及び

同意第4号 津幡町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

それぞれ原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第4号までは、いずれも同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時10分

〔再開〕 午後2時11分

○八十嶋孝司議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第3号の採択に伴い、議会議案第6号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### <議会議案上程>

○八十嶋孝司議長 追加日程第1 道下政博議員ほか2名提出の議会議案第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書を議題といたします。

#### <提案理由・質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

議会議案第6号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決

することに決定いたしました。

#### ＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上、本6月会議で可決されました議会議案第6号の意見書の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

#### ＜閉議・散会＞

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本6月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和5年第2回津幡町議会6月会議を散会いたします。

午後2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 東 克彦

署名議員 中島 敏勝

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査付託表	4
1. 委員会審査結果表	7

令和5年第2回津幡町議会6月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	2番 柴田 洋一	1 防災への取り組みについて	総務課長
		2 教員の働き方改革について	教 育 長
2	14番 道下 政博	1 屋内温水プールオープン後の町民の健康増進と体力の向上等について、データの蓄積と結果の公表を	町 長
		2 移住定住促進策、子育て支援策の広報の充実を	町 長
		3 チャットGPTの活用をどう考えているか	町 長
3	11番 塩谷 道子	1 マイナンバーカード保険証と健康保険証の2本立てにせよ	町 長
		2 屋内温水プールアザレアの料金に障害者枠を設けよ	生涯教育課長
		3 小中学校の生理用品の置き場所を再度検討せよ	教 育 長
		4 小中学校の給食費を無償にせよ	町 長
4	4番 中島 敏勝	1 町長の今後のまちづくりの方針についてお聞きしたい	町 長
		2 役場、学校、保育園のマスク着用の目的について	教 育 長 総務課長 子育て支援課長
		3 学童クラブの利用者の過密解消、支援員の待遇改善、保護者負担の軽減、設備の整備、学童クラブ課の新設について	子育て支援課長
5	9番 西村 稔	1 ごみボックス購入に助成金を	町 長
		2 飲食店に対して上下水道料金の基本料金の免除について	町 長
		3 南中条12号線の延長について	町 長
6	6番 小町 実	1 ウェルピア倉見の活性化を	町 長
		2 自主防災倉庫の点検について	総務課長
7	3番 東 克彦	1 津幡町内における分娩扱施設の整備について	町 長
		2 津幡町地域福祉計画・活動計画の現状と展望について	健康福祉部長
8	1番 池野 翔吾	1 救急隊員の労働環境向上に関して	消 防 長
		2 病児保育施設の設置について	町 長
9	7番 竹内 竜也	1 上下水道事業と電力消費について	産業建設部長
		2 保育園の最善の利益について	子育て支援課長
		3 こども基本法の施行と子供の最善の利益について	健康福祉部長
10	5番 小倉 一郎	1 いしかわ百万石文化祭2023で津幡町の魅力発信を	町 長
		2 石川県管轄の津幡林道を町に移管できないか	産業建設部長

津幡町議会議長 八十嶋 孝司 様

提出者 津幡町議会議員 道 下 政 博  
賛成者 津幡町議会議員 柴 田 洋 一  
同 津幡町議会議員 東 克 彦

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条並びに津幡町議会議規則（昭和 6 2 年津幡町議会議規則第 1 号）第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10 年間で、特別支援学校については学校数が約 11% 増加、児童生徒数は約 14. 3% 増加、特別支援学級は 1. 6 倍にふえ児童生徒数は 2. 1 倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約 2. 6 倍にふえ、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子供の増加や、さまざまな障害のある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを強く要望する。

記

1 特別支援教育支援員の適切な配置

障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子供たちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子供や、障害のある子供への支援を的確に実施するために、看護師、S T（言語聴覚士）、O T（作業療法士）、P T（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。



#### 4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

#### 5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

G I G Aスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

#### 6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。あわせて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年第2回津幡町議会6月会議  
常任委員会議案審査付託表  
予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第38号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第2号）
承認第10号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号））

令和5年第2回津幡町議会6月会議  
常任委員会議案審査付託表  
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第43号	石川縣市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約について
議案第44号	町道路線の認定について
議案第45号	財産の取得について
議案第46号	請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（建築））
議案第47号	請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（機械設備））
請願第2号	生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書の提出を求める請願

令和5年第2回津幡町議会6月会議  
常任委員会議案審査付託表  
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第39号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第40号	津幡町税条例の一部を改正する条例について
議案第41号	津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第42号	津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について
議案第48号	請負契約の締結について（津幡町立井上小学校エレベーター棟整備及びトイレ改修工事）
議案第49号	請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（陸上競技場））
請願第3号	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出を求める請願

令和5年第2回津幡町議会6月会議

常任委員会議案審査結果表

予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第38号 承認第10号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第2号） 専決処分の報告について（令和4年度津幡町下水道事業会計補正予算 （第2号））	原案可決 承認

令和5年第2回津幡町議会6月会議

常任委員会議案審査結果表

総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第43号	石川縣市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約について	原案可決
議案第44号	町道路線の認定について	〃
議案第45号	財産の取得について	〃
議案第46号	請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（建築））	〃
議案第47号	請負契約の締結について（津幡町中高年齢労働者福祉センター長寿命化改修工事（機械設備））	〃

令和5年第2回津幡町議会6月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第39号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第40号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第41号	津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第42号	津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第48号	請負契約の締結について（津幡町立井上小学校エレベーター棟整備及びトイレ改修工事）	〃
議案第49号	請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（陸上競技場））	〃
請願第3号	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出を求める請願	採 択